

2025年度

# 大学院教育要覧

Graduate School Educational Bulletin

明海大学大学院

応用言語学研究科 博士前期課程  
博士後期課程

経済学研究科 修士課程

不動産学研究科 博士前期課程  
博士後期課程

# 大学院教育要覧

## 目 次

大学院学年暦	1
学位授与・教育課程編成・入学者受入に関する方針	4
学位論文に係る評価に当たっての基準	8
<b>I 大学の組織</b>	<b>12</b>
教育研究組織	12
<b>II 大学院研究科の概要</b>	<b>13</b>
1 設置の目的	13
2 研究科・専攻・課程・入学定員・標準修業年限	13
3 研究科の目的・教育方針	13
(1) 応用言語学研究科	13
(2) 経済学研究科	16
(3) 不動産学研究科	18
<b>III 大学院研究科における教育研究指導・課程修了の要件・学位授与</b>	<b>21</b>
1 教育研究指導	21
(1) 教育研究の過程	21
(2) 研究指導教員による指導	21
(3) 授業科目の履修	22
2 授業	22
(1) 学期（授業期間）	22
(2) 授業の方法	22
(3) 授業科目の単位	22
(4) 授業時間	23
(5) 授業実施に関連する取扱い等	23
3 試験・単位の認定・成績評価	24
(1) 授業科目の試験	24
(2) 単位の認定	25
(3) 成績評価	25
(4) 成績発表	25
4 履修のガイドライン	26
(1) 履修科目の選定	26
(2) 修了所要単位	26
(3) 履修上の注意	27
(4) 学部授業科目の聴講	27
(5) 博士前期課程授業科目の聴講	27
(6) 科目等履修による既修得単位認定	27
5 課程修了の要件	27
6 課程修了認定の時期	28
7 修了所要単位修得済み修了年次生の取扱い〔博士前期課程・修士課程〕	28
8 修了所要単位修得済み修了年次生の取扱い〔博士後期課程〕	28
(1) 標準修業年限を超えて在学を希望する場合	28
(2) 単位修得満期退学を希望する場合	29
9 学位の授与	29
10 学位に付記する専攻分野〔応用言語学研究科〕	30

11	履修登録	30
	(1) 履修登録の手順	30
	(2) 履修登録に当たっての注意	31
	(3) 特別演習担当教員の変更	32
12	学位論文	32
	(1) 学位論文審査の過程	32
	(2) 学位論文作成手順	32
	(3) 学位論文審査	33
	(4) 学位授与申請(学位論文審査申請)資格	36
13	その他	37
	(1) ティーチング・アシスタント(TA)	37
	(2) リサーチ・アシスタント(RA)	37
	(3) 教育訓練給付制度(一般教育訓練)	38
<b>IV</b>	<b>修学上の取扱い</b>	<b>39</b>
1	大学院学生の実験室等の管理運営	39
	(1) 院生研究室、研究科図書室等の設置場所	39
	(2) 院生研究室、研究科図書室等の管理運営	39
2	学籍	41
	(1) 学籍番号	41
	(2) 修業年限と在学期間	41
	(3) 休学	41
	(4) 復学	42
	(5) 退学	42
	(6) 除籍	42
	(7) 復籍	42
3	各種手続	43
	(1) 証明書等の交付	43
	(2) 届出	44
	(3) 奨学金・研究助成金等	44
4	大学院教務事務取扱窓口	45
5	掲示板	45
6	Webポータルシステムによる掲示配信	45
7	manaba	45
<b>V</b>	<b>教職課程の履修方法〔応用言語学研究科〕</b>	<b>46</b>
1	大学院で取得できる免許状の種類と教科	46
2	所要資格等	46
3	授業科目の履修	46
4	免許状授与等	46
	(1) 免許状授与	46
	(2) 特定分野の記載	46
<b>VI</b>	<b>学内諸規程</b>	<b>47</b>
	明海大学大学院学則	49
	明海大学学位規程	65
	明海大学浦安キャンパス大学院研究生規程	76
	明海大学浦安キャンパス大学院科目等履修生規程	78
	明海大学大学院教職課程に関する規程	80
	明海大学大学院(応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科)	
	ティーチング・アシスタント資格規程	83
	明海大学リサーチ・アシスタント資格規程	84

## 2025年度明海大学浦安キャンパス学年暦(大学院)

- ①…授業実施日(数字は授業回数)
- …授業無し
- …試験実施日
- …休日授業実施日

前学期:4月1日(火)～9月12日(金)

	日程							行事	
	日	月	火	水	木	金	土		
3月	16	17	18	19	20	21	22	3月27日(木)～4月2日(水)	履修登録期間
	23	24	25	26	27	28	29	3月29日(土)	オリエンテーション 応用言語学研究科 博士前期課程・博士後期課程 経済学研究科 修士課程 不動産学研究科 博士前期課程・博士後期課程
	30	31						3月29日(土)～4月4日(金)	研究指導届等提出期間
	履修登録	履修登録						3月29日(土)～4月4日(金)	9月修了希望届提出期間
4月			1	2	3	4	5	3月27日(木)～4月2日(水)	履修登録期間
			履修登録	履修登録		入学式	①	3月29日(土)～4月4日(金)	研究指導届等提出期間
	6	7	8	9	10	11	12	3月29日(土)～4月4日(金)	9月修了希望届提出期間
	①	①	①	①	①	②	②	3月29日(土)～4月4日(金)	履修関連事項報告書提出期間
	13	14	15	16	17	18	19	4月1日(火)	学年始め
	②	②	②	②	②	③	③	4月4日(金)	入学式
	20	21	22	23	24	25	26	4月5日(土)	前学期授業開始
							4月7日(月)～11日(金)	学生定期健康診断期間	
							4月29日(火)[昭和の日]	休日授業実施日 ※注1参照	
							4月30日(水)	前学期授業料等納入期限	
5月					1	2	3	5月17日(土)	創立記念日(休日授業実施日) ※注1参照
					④	④	⑤	5月30日(金)	学位(修士)論文題目届提出期限 ※注2参照
	4	5	6	7	8	9	10		
	みどりの日	こどもの日	振替休日	⑤	⑤	⑤	⑤		
	11	12	13	14	15	16	17		
	⑤	⑤	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥		
								創立記念日	
6月	1	2	3	4	5	6	7	6月16日(月)	9月修了学位(博士)論文等提出期限 ※注2参照
	⑧	⑧	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨		
	8	9	10	11	12	13	14		
	⑨	⑨	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩		
	15	16	17	18	19	20	21		
⑩	⑩	⑪	⑪	⑪	⑪	⑪			
7月			1	2	3	4	5	7月21日(月)[海の日]	休日授業実施日 ※注1参照
			⑫	⑬	⑬	⑬	⑬	7月22日(火)	前学期授業終了
	6	7	8	9	10	11	12	7月23日(水)	前学期補講日 ※注3参照
	⑬	⑬	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	7月23日(水)	休講日 ※注1参照
	13	14	15	16	17	18	19	7月24日(木)～30日(水)	前学期定期試験期間
	⑭	⑭	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	7月31日(木)～9月12日(金)	夏季休暇
8月						1	2	7月31日(木)～9月12日(金)	夏季休暇
						休業	9	8月2日(土)	振替休日(休業) ※注1参照
						休業	9	8月7日(木)	9月修了学位(修士)論文等提出期限 ※注2参照
	10	11	12	13	14	15	16	8月9日(土)・23日(土)・30日(土)	振替休日(休業) ※注1参照
	⑬	⑬	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭		
9月								7月31日(木)～9月12日(金)	夏季休暇
								9月4日(木)	9月修了予定者発表
								9月4日(木)	前学期終了科目成績発表
								9月12日(金)	9月卒業式・学位記授与式

①	…授業実施日(数字は授業回数)
	…授業無し
	…試験実施日
	…休日授業実施日

後学期:9月13日(土)~3月31日(火)

	日						日程		行事
	1	2	3	4	5	6	7月31日(木)~9月12日(金)	夏季休暇	
9月	7	8	9	10	11	12	13 ①	13 ①	後学期授業開始
							14 ②	14 ②	休日授業実施日 ※注1参照
	14	15 ①	16 ①	17 ①	18 ①	19 ①	20 ②	20 ②	
	21	22 ②	23 ②	24 ②	25 ②	26 ②	27 ③	27 ③	
	28	29 ③	30 ③						
10月				1 ③	2 ③	3 ③	4 ④	4 ④	10月13日(月)[スポーツの日] 休日授業実施日 ※注1参照
							5 ④	5 ④	10月31日(金) 学位(博士)論文題目届提出期限 ※注2参照
	5	6 ④	7 ④	8 ④	9 ④	10 ④	11 ⑤	11 ⑤	10月31日(金) 後学期授業料等納入期限
	12	13 ⑤	14 ⑤	15 ⑤	16 ⑤	17 ⑤	18 ⑥	18 ⑥	
	19	20 ⑥	21 ⑥	22 ⑥	23 ⑥	24 ⑥	25 ⑦	25 ⑦	
11月							1 ⑧	1 ⑧	11月1日(土)~4日(火) (準備、片付けを含む。) 明海祭(休講)
							2 ⑧	2 ⑧	11月24日(月)[振替休日] 休日授業実施日 ※注1参照
	明海祭	3 ⑧	4 ⑧	5 ⑧	6 ⑧	7 ⑧	8 ⑧	8 ⑧	
		9 ⑨	10 ⑨	11 ⑨	12 ⑨	13 ⑨	14 ⑨	14 ⑨	
		16 ⑨	17 ⑨	18 ⑩	19 ⑩	20 ⑩	21 ⑩	21 ⑩	
12月							22 ⑩	22 ⑩	
							23 ⑪	23 ⑪	
							24 ⑪	24 ⑪	
							25 ⑪	25 ⑪	
							26 ⑪	26 ⑪	
1月							27 ⑪	27 ⑪	
							28 ⑪	28 ⑪	
							29 ⑪	29 ⑪	
							30 ⑪	30 ⑪	
							31 ⑪	31 ⑪	
2月							1 ⑫	1 ⑫	12月15日(月) 学位(博士)論文等提出期限 ※注2参照
							2 ⑫	2 ⑫	12月24日(水)~2026年1月7日(水) 冬季休暇
							3 ⑫	3 ⑫	12月27日(土) 振替休日(休業) ※注1参照
							4 ⑬	4 ⑬	
							5 ⑬	5 ⑬	
3月							6 ⑬	6 ⑬	
							7 ⑬	7 ⑬	
							8 ⑭	8 ⑭	
							9 ⑭	9 ⑭	
							10 ⑭	10 ⑭	

注1:今年度は、4月29日(火・昭和の日)、5月17日(土・創立記念日)、7月21日(月・海の日)、9月15日(月・敬老の日)、9月23日(火・秋分の日)、10月13日(月・スポーツの日)及び11月24日(月・振替休日)は授業日数の関係上授業を行い、7月23日(水)、2026年1月8日(木)及び1月20日(火)を休講日とし、8月2日(土)、8月9日(土)、8月23日(土)、8月30日(土)、12月27日(土)、2026年1月31日(土)、2月7日(土)、2月14日(土)、2月21日(土)、2月28日(土)、3月7日(土)、3月14日(土)及び3月21日(土)を振替休日(休業)とします。

注2:学位論文審査の詳細日程等については、別途お知らせします。

注3:補講は、学年層に定める補講期間のほか、平常授業期間、夏季・冬季・春季休暇中に実施される場合があります。補講実施日時等の詳細については、Webポータルシステムの掲示配信及び掲示板等で告知します。

注4:2026年1月16日(金)及び1月17日(土)は、大学入学共通テスト準備日及び大学入学共通テスト実施のため、授業は休講となります。また、1月17日(土)は、事務窓口取扱等は一切行いません。

注5:学年暦の変更、授業に直接関係のある緊急事項及び諸行事等の詳細日程・場所等については随時掲示で告知します。

注6:諸手続き期限は厳守してください。指定された日時以外の取扱いは一切行いません。



## 学位授与・教育課程編成・入学者受入に関する方針

### 応用言語学研究科

#### <ディプロマ・ポリシー>

応用言語学研究科では、人間の諸活動に深く関心を持って、言語とそれに関連する人の活動の領域から、過去、現在、未来を通して、その解明の手がかりを求めていく。私たちの環境は絶え間ない変化の中にある。人を取り巻く環境との関わりの中で、言語への深い関心を通して、今あるものから未来社会に求められる人の生き方を考え、新しい文化の創造に貢献する高度な専門知識と能力を兼ね備えた、高度専門職業人と国際未来社会で活躍する人材を育成することを目的としている。その教育課程を修了して学位が与えられるためには、以下のことが求められる。

- 1 高度専門職業人として研究者及び国内外において教育に携わることができる能力を身につけていること。
- 2 高い倫理性と強い責任感を持って研究を遂行する能力を身につけていること。

博士前期課程修了に当たっては、言語とそれに関する人間の活動に関する理解を深め、専門分野における研究能力を身につけて、教育機関において日本語教育あるいは国内での国語科、外国語科（英語、中国語）教育に携わる能力を有していることが求められる。なお、修得した科目により、以下のいずれかの学位を授与する。

博士前期課程 修士（応用言語学）・修士（日本語教育学）

博士後期課程修了に当たっては、言語とそれに関する人間の活動に関して、自律的に研究し活動する知識や能力を身につけていることが求められる。なお、修得した科目により、以下のいずれかの学位を授与する。

博士後期課程 博士（応用言語学）・博士（日本語教育学）

#### <カリキュラム・ポリシー>

応用言語学研究科では、ディプロマ・ポリシーに到達するため次の方針のもとにカリキュラムの編成を行っている。

博士前期課程では、応用言語学1専攻3コース制、博士後期課程では1専攻とする。

博士前期課程では、以下の方針のもとにカリキュラムを編成し実行する。

- 1 広範で多様な研究分野全体を視野に入れつつ、履修コースとして「言語教育コース」「言語理論コース」「言語文化コース」の3コース制を置く。前期課程の学生は、入学時に3コースの中から入学時に主専攻コースを選択し、他の2コースのうちいずれか1つを副履修コースとして選択し、その分野に関わる高度な専門性を身につける。
- 2 自己の選択した専門分野の知識を修得して、修士論文を完成し、高い専門性を必要とする職業に就くための能力を身につける。

博士後期課程では、以下の方針のもとにカリキュラムを編成し実行する。

- 1 専門的研究者として自立できる研究能力と、高度な専門性が求められる職業に就く能力を身につける。
- 2 博士論文の作成に向けて、年次ごとに定められた研究計画、研究報告書を作成して研究能力を高め、博士論文執筆資格試験に合格する能力を培う。

#### <アドミッション・ポリシー>

応用言語学研究科では、人間の諸活動に深く関心を持って、言語とそれに関連する人の活動の領域から、過去、現在、未来を通して、その解明の手がかりを求めていく。私たちの環境は絶え間ない変化の中にある。人を取り巻く環境との関わりの中で、言語への深い関心を通して、今あるものから未来社会に求められる人の生き方を考え、新しい文化の創造に貢献する高度な専門知識と能力を兼ね備えた、高度専門職業人と国際未来社会で活躍する人材を育成することを目的としている。

博士前期課程では、ディプロマ・ポリシーに沿った人材育成ができるよう、言語とそれを取り巻く人文科学における基礎的な専門知識と外国語の能力及び研究に必要な資質を持つ意欲的で真摯な次のような人材を求めている。具体的には、

- 1 言語学を基礎として、言語に関わる広い領域において問題を掘り下げて、研究領域に深い関心を持ち、得た知識を通して社会貢献を行いたいと思う人
- 2 日本の国内外における日本語教育あるいは国内の教育機関において国語科の教育に携わる意欲を持つ人
- 3 日本の国内の教育機関において、外国語（英語、中国語）の教育に携わる意欲を持つ人

博士後期課程では、高度な専門知識と研究能力を持つ人で、次のような人材を求めている。

- 1 言語とそれに関する人間の諸活動について、国際的な学術研究領域において、研究をさらに進めようとする意志を持つ人
- 2 日本語、英語、中国語の教育に対する新たな視野を広げる研究あるいはその具体的な実践において高度職業人として推し進める意欲のある人

## 経済学研究科

### <ディプロマ・ポリシー>

経済学研究科では、建学の精神に基づき、国際未来社会において、今後ますます複雑化すると考えられる経済の諸問題を、経済学及びそれに関連する学術分野の横断的な知見・知識を用いて、専門的かつ学際的に認知、探究、解決するための能力を有すると認められることを修士（経済学）の学位取得の要件とする。特に下記の4つの領域のいずれかにおいて、上記の能力を有すると認められることを求める。

- 1 国際経済、財政、金融、政策運営、公私の在り方等、経済学を直接、利用・活用し得る領域
- 2 経済発展、環境、資源開発、福祉、人口問題等、既存の経済学が有効な解決法を十分に提供し得ていないと思われる領域
- 3 企業経営や家計の生活設計等、現実の経済問題に実践的に関わる領域
- 4 税務、会計等、企業において実務上の専門知識を要する領域

### <カリキュラム・ポリシー>

経済学研究科では、ディプロマ・ポリシーに到達するため以下の科目群を重層的に編成している。

- 1 経済理論を中心とした基本的科目からなる「基礎科目群」。
- 2 「基礎科目群」を修得した後に、その応用として、2種の科目群を配置している。1つは、既存の経済学が有効な解決法を十分に提供し得ない諸問題を考察・分析するための「学術科目群」である。そしてもう1つは、経済学やそれに関連する学術分野の知識を領域横断的及び実務に応用するための「実務科目群」である。修士課程の学生は、これらの科目群から、自己の研究テーマに係る科目を選択する。
- 3 これらの科目群に加え、研究手法、倫理、社会的責任といった専門家としての在り方を身につけるための基礎演習を必修科目として、すべての学生に履修を義務づけている。
- 4 最後にその集大成として、より専門的に研究を遂行する場としての特別演習によって、修士論文を作成する能力を培う。

### <アドミッション・ポリシー>

経済学研究科では、以下に掲げる領域の諸問題に深い関心を持つとともに、それらの領域において求められている専門的職業を担うため、あるいは経済学及びそれに関連する学術分野において、国際未来社会に広く通用する高度な専門知識及び卓越した研究能力を身につけたいとの強い意欲を持つ人材を求めている。具体的には、

- 1 国際経済、財政、金融、政策運営、公私の在り方等、経済学を直接、利用・活用し得る領域
- 2 経済発展、環境、資源開発、福祉、人口問題等、既存の経済学が有効な解決法を十分に提供し得ていないと思われる領域
- 3 企業経営や家計の生活設計等、現実の経済問題に実践的に関わる領域
- 4 税務、会計等、企業において実務上の専門知識を要する領域



## 不動産学研究科

### <ディプロマ・ポリシー>

不動産学研究科では、人間の活動に深く関心を持って、活動と活動の場の相互関係を解明する領域から、社会の在り方を示す手がかりを求めていく。都市、地域や建築など、私たちが活動する環境は常に変容している。また、国や地域など背景によって仕組みが変化する。そして、変容や変化は、環境や仕組みを合理的にしようとする取り組みによって、よりよい方向に導かれる。不動産学研究科では、人間社会の普遍的な課題である環境や仕組みへの探究を通じて、国際未来社会で希求される新しい活動の場の創造に貢献する、旺盛な意欲と高度な専門知識を兼ね備える人材を育成することを目的としている。

博士前期課程では、不動産学の基礎を構成して現実の課題解決に知見を与える、法学、経済学、経営学、工学について、基本的な考え方、考察や分析の手段及び判断の基準を理解するとともに、それらを統合して不動産学を論考できる、以下の人に修士（不動産学）の学位を授与する。

- 1 不動産にかかる、市場分析、投資分析、情報分析の知識があり、不動産を効果的に活用する提案のための理論的知見と実証技能を身につけている。
- 2 社会的存在としての不動産の効果的な活用に資する不動産制度や不動産事業ならびにそれらに対する公的関与の在り方について論理的知見と実証技能を身につけている。
- 3 不動産にかかる、経営、管理の知識があり、不動産を効果的に経営、管理する提案のための、もしくは不動産専門職能の担い手として活動するための理論的知見と実証技能を身につけている。

博士後期課程では、国際未来社会で希求される人間活動の場としての不動産に関する高度な専門知識と研究能力を持つ、以下の人に博士（不動産学）の学位を授与する。

- 1 不動産にかかる諸現象について、不動産学と関連が深い法学、経済学、経営学、工学等の学問的素養等を使いつつ、不動産学研究として解明することができる自立した研究者であり、相対的に歴史の浅いわが国の不動産学の体系化に貢献する意欲があると認められる。
- 2 高度に専門的な不動産専門職能の発展と社会貢献に必要な体系的な学識を修得したと認められる。

### <カリキュラム・ポリシー>

不動産学研究科では、ディプロマ・ポリシーに到達するため次のようなカリキュラムの編成を行っている。

博士前期課程では、以下の方針のもとにカリキュラムを編成している。

- 1 不動産学を構成する学問上の原理を学修するための基礎科目群として、不動産と関連が深い法学、経済学、経営学及び工学に係る科目を学修する。
- 2 自立した研究者や不動産専門職能家の在り方を身につけるため演習科目群として、研究手法、倫理、社会的責任などに関わる科目を学修する。
- 3 不動産アナリシス、不動産ポリシー及び不動産ビジネスの3分野に区分して専門性の高い科目群を構成している。
  - (1) 不動産アナリシスに関する科目群として、不動産市場、不動産投資、不動産情報などに係る科目
  - (2) 不動産ポリシーに関する科目群として、不動産政策、不動産制度、不動産事業などに係る科目
  - (3) 不動産ビジネスに関する科目群として、不動産経営、不動産管理、不動産職能などに係る科目
- 4 不動産アナリシス、不動産ポリシー及び不動産ビジネスの中から研究課題を発掘して専門的研究を遂行し、修士論文を完成させるための特別演習。

博士後期課程では、以下の方針に基づいてカリキュラムの編成を行っている。

- 1 専門的研究者として自立できる研究能力と、高度な専門性が求められる職業に就く能力を身につける。
- 2 専門論文の作成に向けて、年次ごとに定められた研究計画、研究報告書を作成して研究能力を高め、博士論文事前審査に合格する能力を身につける。

### <アドミッション・ポリシー>

不動産学研究科では、人間の活動に深く関心を持って、活動と活動の場の相互関係を解明する領域から、社会の在り方を示す手がかりを求めていく。都市、地域や建築など、私たちが活動する環境は常に変容している。また、国や地域など背景によって仕組みが変化している。そして、変容や変化は、環境や仕組みを合理的にしようとする取り組みによって、よりよい方向に導かれる。不動産学研究科では、人間社会に普遍的な課題である環境や仕組みへの探究を通じて、国際未来社会で希求される新しい活動の場の創造に貢献する、旺盛な意欲と高度な専門知識を兼ね備える人材を育成することを目的としている。

博士前期課程では、土地と建物及びそれを取り巻く地域や環境などで構成される不動産が、国民の生活や企業の活動の基盤として大切であることを認識し、不動産学を構成する学問上の原理としての不動産法、不動産経済及び不動産工学の理解の上に、もしくは、生活者としての経験と問題意識に基づく知見を発展させて研究を行い、不動産学を通じて社会貢献しようとする次のような人材を求めている。

具体的には、

- 1 不動産市場、不動産投資及び不動産情報に興味を持ち、それらに係る理論研究、実証分析等の研究に取り組むことによって、社会的課題を解決することに強い意欲を持っている人
- 2 不動産制度、不動産業及び不動産政策に興味を持ち、それらに係る実態調査や分析等の研究に取り組むことによって、社会的存在としての不動産の効果的な活用とそれに対する公的関与の在り方を明らかにすることに強い意欲を持っている人
- 3 不動産経営、不動産管理及び不動産専門家職能の高度化に強い関心や経験を持ち、それらの課題を掘り下げて研究するとともに、その成果としての専門的知見を実務的に、あるいは職業を通じて社会還元することに強い意欲を持っている人

博士後期課程では、高度な専門知識と研究能力を持つ人で、不動産の諸現象について既成の諸学問の枠組みを超えて研究を行い、不動産学の発展に寄与することを通じて社会貢献しようとする次のような人材を求めている。

- 1 人間の活動と活動の場の相互関係の表象である不動産に関する学際的学術研究領域を担うことに強い意欲を持っている人
- 2 人間の活動と活動の場の相互関係の改善に資する不動産専門職能に関する職能研究を担うことに強い意欲を持っている人

## 学位論文に係る評価に当たっての基準

### 応用言語学研究科

< 博士前期課程 修士（応用言語学）・修士（日本語教育学） >

修士論文は以下の内容を満たすものとする。

- ・研究題目に関わるこれまでの先行研究を含め、系統的に論考を深め、且つ十分にその研究内容について記述していること。
- ・修士論文において、従来の研究にはない新たな観点と展開、そして知見を記述していること。
- ・修士論文の審査を受けようとする者は、研究の意義、そしてその研究データの結果を踏まえて、その内容を深く理解し、論文発表会（中間発表を含む）において、その理論的な見解が的確に提示できること。
- ・修士論文は適切に構成され、分かりやすく記述されていること。

< 博士後期課程 博士（応用言語学）・博士（日本語教育学） >

博士論文は以下の内容を満たすものとする。（甲種・乙種の共通の事項）

- ・執筆者の主體的な取り組みが研究に著されているものとし、その研究内容が学術的なものであり、且つ独自性を有するとともに、同時に有用性と信頼性が評価され、完成された論文であること。
- ※（乙種の場合は、研究業績による審査を必要とする場合がある。ただし、教育業績の審査は必要としない。）
- ・関連分野における既存研究に関わる事柄を調査し、研究の位置づけが明示されていること。
- ・研究の新たな観点と展開によって、当該分野において、学術的な貢献が明確に期待できるものであること。
- ・学術的な研究が従うべき規範を遵守しており、研究者としての研究倫理を身につけていると判断できるものであること。
- ・博士論文における主要部分が学術雑誌等（大学及び大学院等が発行する論文集や学術研究雑誌も含む。）で掲載される水準であること。
- ・研究成果に関して、博士論文として説得力のある展開がなされていること。

### 経済学研究科

< 修士課程 修士（経済学） >

経済学研究科のディプロマ・ポリシーの要請を満たす修士論文は次のような水準（基準）に達していることが必要である。

#### ① 修士論文のボリューム

本研究科が修士論文としての要件を満たすと判断するに足る、論文の分量は5万字以上である。

#### ② 研究テーマ設定の適切性・妥当性

研究テーマが単なる思い付きや興味本位なものに留まらず、ディプロマ・ポリシーで指摘する領域に関わる学術的な事象であることが求められる。そのことをしっかりと認識し、記述していること。

#### ③ 先行研究等との関連

研究が先行研究ならびに関連諸分野の研究成果を踏まえて為されていることがわかる論文であること。

#### ④ 仮説と検証過程の論理性

研究の目的を果すための仮説を立て、それをデータや統計数字等を用いて論理的に実証・検証したものであること。

#### ⑤ データ及び引用・参考文献の取り扱い

データや統計数字の取り扱い、引用・参考文献・資料等の記述方法が論文作成のルールに基づいて適切に行われていること。

## ⑥論文のオリジナリティー

論文全体を通して著者独自の知見等、オリジナリティーが見出せるものであること。  
経済学研究科では、以上の①から⑥までのすべての水準（基準）を満たす論文を審査の対象とし、審査項目は、「学術性」、「継承性」、「論理性」、「完成度」及び「独創性」とする。

## 不動産学研究科

### <博士前期課程 修士（不動産学）>

博士前期課程の修業年限は2年間で、その間に修士論文を作成して審査を受ける。1年次では、授業やゼミなどを通じて、研究を行うための基礎知識を修得するとともに、博士前期課程の研究論文にふさわしい研究テーマを探究し、その成果を研究テーマ報告会で発表する。2年次では、1年次から取り組んできた研究を修士論文に完成させる。そのためには、論文題目の届出と中間報告、事前審査、論文の提出と最終試験など一連のプロセスを経過する必要がある。

学生は指導教員に相談しながら、研究テーマと論文題目を決定して適切な履修計画を立て、研究遂行に必要なスキルを修得し、中間報告では研究目的や研究方法と計画を的確に示す。事前審査では80%～90%の研究進捗状況にあることを想定しており、未だテーマに対して明確なビジョンをもたず、研究を進めるための適切な方法論を修得できていない場合や、研究に必要なスキルを有していないとみなされる場合には、修士論文作成のための研究を継続することが承認されないことがある。

最終試験は提出された論文の内容審査とともに、修士に相応しい学力や幅広い研究能力について試験を行う。

#### ・論文審査

学位論文が受理されると、審査委員会が設置され、論文審査を行う。学位論文審査の要点は以下の通りである。

- (1) 論旨が明確であるか（論文の構成）。
- (2) テーマに関連した既存研究（published work）が十分に考慮されているか。
- (3) 不動産学の教育・研究に貢献しうるか（論文の質）。

上記（1）については、下記事前審査事項7点（①～⑦）について論文に明示されているか否か、また、それらの内容が適切であるかについて審査する。つまり、科学的（real estate science）な論文であるか否かを客観的に審査する。

#### 事前審査会における審査事項

- ① 研究の MOTIVATION（背景・目的、問題意識など）
- ② 研究仮説あるいは研究課題
- ③ 論文の構成（章別構成）
- ④ 仮説の検証方法あるいは対象の分析方法、利用資料やデータ等
- ⑤ 結果とその検討（もしくは、期待される成果など）課題
- ⑥ 論文題目、研究の目的、検証の分析方法、結論の一貫性
- ⑦ 進捗状況と残されている課題

(2) については、特に重要な論文が正しくレビューされているかどうか、及び修士論文との関係が明確に示されているかについて評価する。言い換えれば、テーマに関して必要十分な「勉強」をしているか審査する。

(3) については、主に、「新規性」、「有用性」、「完成度」及び「信頼度」の4つの観点から評価する。ここでは、上記（1）及び（2）には含まれない論文の質を評価する。

#### ・最終試験

最終試験は主査、副査同席のもと非公開で行う。最終試験は当該研究ならびに論文に関する試験だけでなく、本研究科修了生として十分な見識や、知識を身に付けているか広い観点から実施する。

論文に関しては、その作成が本人自身によってなされたものであるかどうかの確認、また、事前審査において指摘された課題についてどのような対応がなされたかの確認、さらに、論文査読において、審査委員が疑義をいただいた点についての質疑等を行う。

併せて、論文の研究領域に関する知識や本研究科修了者として相応しい不動産学に関する一般的な知識や教養を修得しているかについて審査する。

#### < 博士後期課程 博士（不動産学） >

博士後期課程の修業年限は3年間であり、その間に博士論文を作成、審査を受ける。学術論文として要求される（論文審査の要点）は修士論文と同様である。しかし、授与される博士（不動産学）の学位に対応して、要求水準も高くなる。

博士前期課程と同様に、毎年、研究の進捗を確認する提出物や、発表の場面が設けられている。しかし、博士後期課程の場合には、事前審査会、公聴会の開催は学会論文（査読付き）を提出することが一つの条件となっている。以下、研究の進捗状況の確認や論文審査の手続きで特に重要なものを説明する。

##### ・研究経過報告書と論文題目の届出、研究経過報告会

1年次の終わり、2年次の終わりに研究経過報告書を提出する。研究経過報告書は表紙のみ様式があり、あとの形式は自由である。

研究経過報告会は2年次の秋に行われる。報告のための申し込みが必要である。同時に、論文題目を届け出る。

発表時間：15分（発表）、10分（質疑応答）の計25分程度

##### ・事前審査会

事前審査会は、3月修了の場合は後学期開始後すぐに行われる。審査を受けるための申し込みが必要である。

発表時間：40分（発表）、20分（質疑応答）の計60分程度

事前審査会は、公聴会開催の可否を判断するために行われる。

##### ・公聴会

公聴会は3年次の事前審査会の終了後2か月程度の時期に行われる。開催のための申し込みが必要である。

発表時間：50分（発表）、20分（質疑応答）の計70分程度

公聴会は、「学位論文受理の可否についての判定を行うため」（「明海大学大学院不動産学研究科における課程博士学位論文の審査手続き等に関する内規」第3条）に開催する。学位論文受理の判定は研究科委員会において行う。

##### ・論文の審査

学位論文が受理されると、審査委員会が設置され、論文審査を行う。学位論文審査の要点は以下の通りである。

①論旨が明確であるか（論文の構成）。

②テーマに関連した既存研究（published work）が十分に考慮されているか。

③学会査読付き論文、またはそれと同等の論文、著書、作品が、学位論文の主要な構成要素となっているか。

④不動産学の体系化に貢献しうるか。

##### ・最終試験

論文審査委員会が実施する。

試験時間：1時間程度

最終試験は、「学位論文を中心としてそれに関連のある専門分野及びその基礎となる分野に関する学識について、口述又は筆記により行うものとする。」（「明海大学大学院不動産学研究科における課程博士学位論文の審査手続き等に関する内規」第6条）と定められている。

公聴会において指摘された課題についてどのような対応がなされたのかを確認し、さらに、論文審査において、審査委員が疑義をいただいた点についての質疑等を行う。また、「高度に専門的な不動産専門職能の発展と社会貢献に必要な体系的な学識」（ディプロマ・ポリシー）の修得や伝達能力も確認

する。

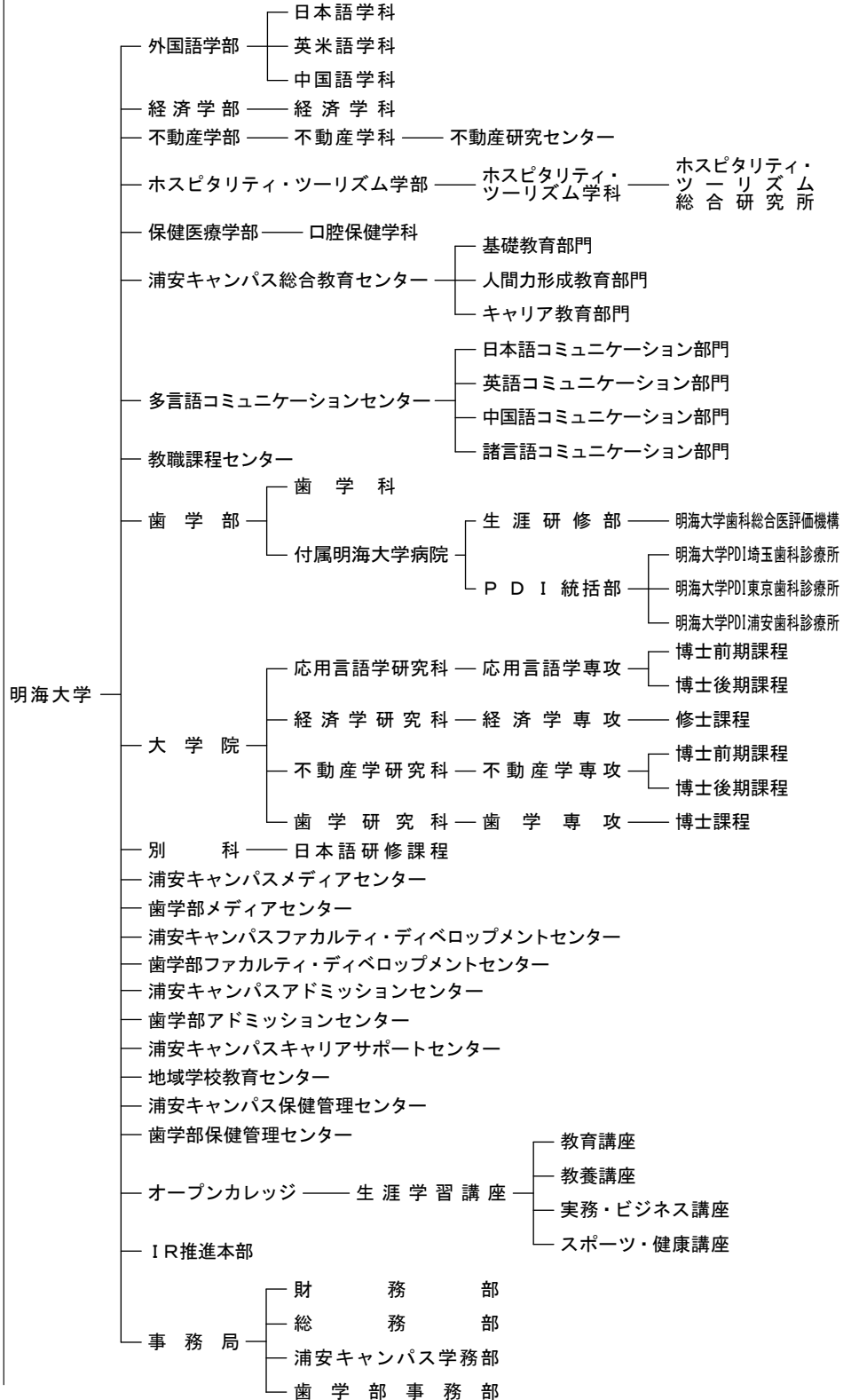
論文審査委員会の審査結果に基づき、研究科委員会で博士（不動産学）の授与資格の認定を行う。

以上が研究の進捗や審査に係る行事、審査の要点であるが、博士前期課程の事前審査会とは異なり、時期が来れば事前審査会が開催されるというわけではないこと等に注意する必要がある。

明海大学における博士の学位の授与については、「明海大学学位規程」（大学院教育要覧に収録されている。）に学位の申請の手続きが定められている。また不動産学研究科における審査手続きについては「明海大学大学院不動産学研究科における課程博士学位論文の審査手続き等に関する内規」に定められている。

教育研究組織

本学の教育研究組織は、次のとおりです。



## 1 設置の目的

本学の建学の精神である「社会性・創造性・合理性を身につけ、広く国際未来社会で活躍し得る有為な人材の育成」のより一層の発揚を図り、学術研究の進展、社会・経済の高度化、情報化等の変化にこれまで以上に対応するため、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的として、1998年（平成10年）4月に応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科修士課程を設置しました。

さらに、社会のあらゆる面で急激な変化が見られ、予測が困難で先行き不透明な時代を切り開いていく人材を養成するため、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的として、2000年（平成12年）4月に応用言語学研究科及び不動産学研究科に博士後期課程を設置しました。

## 2 研究科・専攻・課程・入学定員・標準修業年限

研究科	専攻	課程	入学定員	標準修業年限
応用言語学研究科	応用言語学専攻	博士前期課程	15人	2年
		博士後期課程	5人	3年
経済学研究科	経済学専攻	修士課程	15人	2年
不動産学研究科	不動産学専攻	博士前期課程	15人	2年
		博士後期課程	3人	3年

## 3 研究科の目的・教育方針

(1) 応用言語学研究科  
研究科の目的

応用言語学研究科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりです。

博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、応用言語学分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とします。

博士後期課程は、応用言語学分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とします。

## 教育方針

これまで、日本では、言語活動に関する研究は、言語学、教育学、心理学、社会学など多岐にわたる学問分野で個別に研究されてきました。本研究科は従来の学問分野の垣根を乗り越え、「言語とそれに関連する人間の言語活動の諸研究」の拠点となることを目指し、日本で初めて設立されました。

応用言語学とは、言語とそれに関連する人間の言語活動を多角的に探究する諸学問の総称です。その研究対象は、多様性に富み、変容を遂げつつある魅力ある分野です。

広大な裾野をもつ応用言語学ですが、その全体像を概観すると、おおよそ次の8つの研究分野に分かれます。



- ① 第2言語、外国語教育に関連する分野
- ② 言語の構造・意味などに関する基礎研究に関連する分野
- ③ 言語と言語心理、言語習得などの心理・病理に関連する分野
- ④ 言語と脳研究に関連する分野
- ⑤ 言語と人間の社会行動、コミュニケーションなどに関連する分野
- ⑥ 言語と言語接触、言語対照、言語計画、言語政策などに関連する分野
- ⑦ 言語とコンピュータ、通訳・翻訳などに関連する分野
- ⑧ 言語と文化、比較文化、文学などの言語文化に関連する分野

応用言語学研究の趣旨を尊重し、自己の中心的課題を探究するに際して、本研究科の特徴である多様な授業科目を履修し、教員に幅広く接し、創見に溢れた学位論文の作成に取り入れることを期待しています。

#### 博士前期課程

応用言語学研究科の博士前期課程では、広範で多様な研究分野全体を視野に入れつつ、「言語教育コース」「言語理論コース」「言語文化コース」の3つのコースを設けています。上記8つの研究分野のうち、①は「言語教育コース」、②～⑦は「言語理論コース」、⑧は「言語文化コース」で主として学ぶことができます。

#### 科目区分及び履修コース

博士前期課程の学生は入学時に「言語教育」、「言語理論」、「言語文化」の3つのコースの中から主専攻コースを選択し、他の2コースのうちいずれか1つを副専攻コースとして選択します。コース制を採用することで、主たる研究分野(主専攻)を定めながら、他コースの科目履修を通じ、隣接領域との関連を図ることにより、各自の研究テーマがより総合的に探究できるよう配慮されています。さまざまな研究分野を統合し、新たな研究分野を開拓することを志向するものです。

専門基礎	<p>応用言語学を専攻する上での基礎科目として、「応用言語学研究法特論」と「応用言語学特論」の2つの科目を開講します。「応用言語学研究法特論」では応用言語学に関係する研究法を、「応用言語学特論」では応用言語学の多様な分野に関する基礎的な知識を修得することを目的としています。この2科目は選択科目ですが、今後の研究のため1年次の学生は全員必ず履修してください。</p>
言語教育コース	<p>日本語、英語、中国語などの言語教育を研究するコースです。第一に、個別言語としての日本語、英語、中国語に関する教育法、教材研究、カリキュラム研究、評価等を深化させていきます。その上で、本コースでは日本語、英語、中国語の3言語に共通したテーマである「人間にとって言語教育はどうあるべきか？」という本質的な問いにも迫っていきます。また、言語評価なども開講し、幅広い、しかも厚みのあるコースとなっています。</p>
言語理論コース	<p>現代言語学の主要な領域について研究するとともに、個別言語学、対照言語学、言語心理学、第二言語習得、社会言語学、異文化コミュニケーション、コンピュータ言語学などを含む広がりをもったコースです。堅固な基礎言語学の基盤を重視し、言語とは何か、人間にとって言語とはどのような意味を持つのか、社会における言語の働きとは何かなどの課題に取り組むと同時に、日本語・英語・中国語などの個別言語に関する諸問題もその射程に含みます。</p>

言語と文化の関係を研究するのが、言語文化コースです。本学外国語学部に設置されている日本語・英米語・中国語学科の研究蓄積を活かし、日本語・英米語・中国語に関する文化（文学・思想等）の個別研究を推進すると同時に、それぞれにまたがる比較文化・比較文学（日・英・日・中比較文学研究等）研究を通し、両者の共通性を探り、言語が生み出す文化を総合的にとらえます。

## 博士後期課程

応用言語学研究科博士後期課程におけるカリキュラムは、言語と関連諸科学のうち、言語行動など研究者の要望に応じて、できるだけ広い観点から創造性豊かな発想を掘りおこす目的で編成されています。したがって、従来の伝統的、固定的発想によらないで、弾力的な新しい発想力を持った研究を推進していきます。

分野的にいえば、言語理論、言語コミュニケーション、言語習得、言語機能、言語接触、言語対照、言語使用、言語教育などいずれも応用言語学の普遍性、求心性と多様性の両面に注目して科目及び内容を設定しています。言語が人間社会の心理的、社会的行動と結びついた時、どのような現象を示し、その裏にどのような原理が潜んでいるかを分析することによって応用言語学の研究を推進し、人間の言語生活、行動を総合的に分析することに努めます。

博士後期課程は応用言語学1専攻とし、博士前期課程の上に直接一貫性を持たせた授業を組んでいます。応用言語学研究の特色を考慮して、博士前期課程における履修状況や、各コースを踏まえ、博士後期課程のカリキュラムが組まれています。（博士前期課程にある3コース、主履修、副履修制度は設けません。）

本課程では、応用言語学の専門研究者及びそれに関連した高度専門職業人を養成することを特色として、理論言語学と応用言語学の広く深い知識、理解力と思考力、創造性が要求されます。このために、積極的に国内外学会、研究会で発表する機会を設けるなどの支援を行い研究を推進します。

## 学位（博士）論文執筆資格認定試験

博士後期課程1年次の学生は、学位（博士）論文執筆に関する基礎的資質を総合的に判定し、論文執筆を支援し、論文執筆の可能性を認定することを目的とした、学位（博士）論文執筆資格認定試験を受けることとなります。また、その際に、一定の水準以上の外国語能力を有することを証明する必要があるため、英語、日本語、中国語についての検定試験等を受験しておくことが必要です。

試験の詳細等については、研究指導教員に確認してください。

## 博士前期課程と後期課程の連携

博士前期課程は応用言語学1専攻、3コース制、後期課程は1専攻としています。本研究科では一定の単位を積み上げることによって、広くバランスがとれた研究者を養成すると同時に、高度専門職業人の養成を兼ねることにしています。

博士後期課程では、的をしぼって、総合的、弾力的に、より高度なレベルの研究を伸ばすとともに、幅広い前期課程から、より特化した創造的な研究を積み上げるため、特定の分野を掘り下げます。

以上の観点から、博士後期課程では、応用言語学で最も新しい盛んな研究が行われている博士前期課程の「言語理論」コースに関連した科目を中心に、「言語教育」コース、「言語文化」コースからなる科目を設置しています。

## 学位

応用言語学研究科博士前期課程及び博士後期課程を修了した者に授与される学位は次のとおりです。それぞれの学位の授与条件等については、P. 30「10学位に付記する専攻分野〔応用言語学研究科〕」を参照してください。

博士前期課程 修士（応用言語学）・修士（日本語教育学）

博士後期課程 博士（応用言語学）・博士（日本語教育学）

## 特別プログラム

博士前期課程では、特定の分野に関して次の2つの特別プログラムを提供しています。

日本語教育プログラム 英語教育プログラム

それぞれのプログラムで指定する授業科目を12単位修得し、各プログラムに関連した内容の学位（修士）論文を執筆した場合、希望する者には、課程修了時に修士の学位と併せ、各プログラムの修了証書が授与されます。

なお、修士（日本語教育学）の学位を授与された者には、日本語教育プログラム修了証書は授与されません。

## サイマル・アカデミー通訳者養成特別プログラム

博士前期課程では、日本で初めて国際会議の通訳者グループとして発足した株式会社サイマル・インターナショナルと連携したプログラムを提供しています。

このプログラムは、実際にサイマル・アカデミーに入って通訳コース又は会議通訳コースを半年から1年間受講する実践的なプログラムで、英語通訳者として国際活動に携わるための高度なスキルを修得することができます。

また、この学修の成果は、サイマル・アカデミーからの成績報告に基づき、本学において単位認定を行います。

対象年次

1年次から2年次前学期の間にプログラムを修了できる見込みの者を優先します。

受講資格

本学が行うインタビュー並びにサイマル・アカデミーが行うレベルチェック及び通訳テストに合格した者

（受講できるレベルの目安）

TOEIC Listening & Reading Test 900点以上、TOEFL (iBT 100点以上、CBT 250点以上又はPBT 600点以上) 又は英検1級レベル相当者

受講コース及び受講料等の詳細は、学事課（教務担当）で配布するサイマル・アカデミー通訳者養成特別プログラム履修要項を確認してください。

## (2) 経済学研究科 研究科の目的

経済学研究科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりです。

経済学研究科では、建学の精神に基づき、国際未来社会において、今後ますます複雑化すると考えられる経済の諸問題を経済学及びそれに関連する学術分野の横断的な知識・知見を用いて、専門的かつ学際的に認知、探究、解決するための能力を培います。

## 教育方針

今日、世界は国民経済の枠組みを超えて、地球的規模で解決すべき多くの問題を抱えています。その病根は、20世紀から21世紀にかけ社会全体が大きく変容し、社会の基盤をなす経済構造も変化してきたことに求められます。経済学を学ぶわれわれは、まさにこの混沌とした経済状態こそ、学際的かつ新しい分析のアプローチを模索する絶好の機会ととらえます。同時に、経済学の原点に立ち戻り、改めて経済学の役割を見直すことの重要性を強調します。こうした基本姿勢に立って、本研究科では経済の現状が以下の4つのキーワード群に集約できると考えました。すなわち、「経済のグローバル化」「熾烈化する国際

競争」「公と私の役割分担」「開発と環境・福祉の調和」の問題です。

従来の経済学では、文献・資料研究により歴史的・現象的な分析、あるいは各国比較を行い問題の本質に迫る方法が多くとられました。本研究科では、それらの手法を出発点にしながらも、理論モデルの構築、事実の重視、コンピュータを活用したデータ処理にもとづく分析、仮説の検証を進めます。そして、問題を発見・把握し解決方法を提案・発信できる人材育成に努めます。

経済学研究科の抱く問題意識は次のとおりです。

- ① 「経済のグローバル化」—— 現代経済は規制緩和・自由化を推進しながらグローバル化への道をひた走っています。グローバル・スタンダードということばも一般に膾炙してきました。こうした状況をふまえ、企業の海外進出を考えると、大企業、地域企業を問わず、海外経済事情の情報収集、経営戦略、技術、会計等の面で、有効かつ最新の国際対応が必要となっています。改めて「国際化」の意味を考えなければならない時期にきています。
- ② 「熾烈化する国際競争」—— 世界の工場である中国のWTO加盟や海外投資の活発化、資金調達の国際化など、いまや国境を超えた企業間、国家間競争がいつそう激しさを増しています。このような中、新たな国際ルールや国際基準・標準の策定が不可避となり、それを遵守させる国際機関等の役割もこれまでに大きくなっています。
- ③ 「公と私の役割分担」—— 「大きな政府」か「小さな政府」かの議論は、経済学の古典的なテーマの1つでした。いま、これに新しい光が当てられています。従来、政府が供給すると考えられていた公共財も民間が供給できるのではないか、という視点です。これがPFI、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの登場を促しました。本格的に民間部門の役割の重さが増大していくにつれ、受益と租税負担の議論にも変化が出てきています。
- ④ 「開発と環境・福祉の調和」—— 経済のグローバル化は、アジア諸国や新興国の急速な経済成長と中国経済の市場経済化によって、いつそう拍車をかけられています。そこに資源開発・管理、人口政策、貧富・所得格差、環境等の問題が連鎖反応的に呼び起されてきています。これらの問題は地球環境の有限性からくる可能性の限界や地球汚染等の制約を受け、財政的な予算措置等をも必要とすることから、きめ細かな配慮と国民的な合意を得る粘り強い努力が求められます。

以上のような問題把握と大学院経済学研究科に期待される社会的要請をふまえ、本研究科ではこれまでの3つの専門分野を、「基礎」と「学術および実務科目群」、「演習（必修）」といった立体的な構造に集約・再編成しました。この新たなカリキュラムのもとで、大学や研究所の研究者、福祉行政に携わる公務員やNPOの職員、公認会計士や税理士、高度の専門性を身につけた起業家等を将来のキャリアとする学生の養成を目指していきます。

立体的なカリキュラム構成

経済学研究科の学生は入学時に、「基礎」と「学術および実務科目群」、「演習（必修）」の各分野から、自分が主として履修する分野の科目を中心に選択します。この3つの分野は、世界が直面する問題を研究していくうえで、有機的かつ体系的に関連したものです。

基礎

ミクロ・マクロの経済理論、実証分析、ビジネス、税法通則から構成。学術および実務科目群研究に際しての理論的基盤を担う。広い学問的視野で物事の本質を捉え、実証分析やビジネスの原理・原則、税法通則についての基礎的かつ高度な思考力を養います。

学術および実務科目群

グローバル経済が進展し、国民経済の枠組みを超えて解決を迫られる課題も山積。一方、保護貿易主義の台頭に見られるような脱グローバル化の動きも高まる世界経済。今後ますます複雑化する経済の諸問題を既存の経済学の枠組みを超えて考察・分析します。  
また、経済学をはじめとする関連学術分野の知識を学際的かつ実務に応用するための科目群を開設。

演習(必修)

上記の科目群に加え、研究手法、論理、社会的責任といった専門家としてのあり方を身につけるための演習科目を設置。すべての学生に履修を義務づけます。

(3) 不動産学  
研究科  
研究科の目的

不動産学研究科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりです。

博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、不動産学分野における研究能力や高度の専門性が求められる業務を担うための卓越した能力を培うことを目的とします。

博士後期課程は、不動産学分野について、研究者として自立して研究活動を行い、または専門的な職業に従事してその進展に寄与する豊かな学識と高度の研究能力を養うことを目的とします。

教育方針

不動産学は、快適で効率的な建築・都市環境を造り利用するための学問であり、その研究対象は、私たちの生活環境すべてと言えるほどに幅広いものです。不動産学が主に対象とする都市は、土地や建物、公共の道路や上下水道、緑や大気等、様々な要素の集合体であることに加え、街や地域が集積して形成される側面があります。それらは固定的なものではなく、可変的で変容していくものです。都市の実態を調査し、分析し、抽象化し、私たちの暮らしや経済活動の中で、土地や建物で構成される不動産をいかに利用すべきか、理論的・実践的に研究することが不動産学のねらいです。

不動産は、私たち個人の暮らしにおいても国民経済の面でも極めて重要な役割を担っています。しかしながら、日本では不動産を科学の対象としてとりあげ、総合的に取り扱う研究・教育を行う場は未成熟で、大学における高等教育は、1992年に本学に不動産学部が設置されたのが最初です。土地問題や住宅・都市問題は時代や場所によらず存在し、世界中の課題となっています。本研究科はこれらの問題に対し、グローバルな視点を踏まえて具体的な提言ができる人材を養成すべく、1998年に不動産学を体系的に学び研究する日本で初めての大学院として設置されました。

不動産学の世界的な傾向をみると、学部レベルよりも大学院レベルで教育されるケースが多いといえます。これは不動産学が、従来の学問分野を横断するかたちで成立する“総合学問”だからです。これまで、日本では不動産の問題は経済学、法学や工学等で個別に研究されてきました。本研究科では、「土地・建物と人間の関わり」という視点から、従来の学問分野を学際的に再構築し、総合学問として不動産をとらえていきます。

カリキュラムは、不動産に関連する異なる学問分野——とりわけ経済学(経営学を含む。)、工学(建築学、都市工学、土木工学を含む。)、法学(私法と公法)——をバランスよく学べるよう編成しており、それらを統合し、不動産学固有の問題の立て方を修得します。

不動産学基礎・概論と3つの専門領域

不動産学研究科博士前期課程の講義科目は、基礎と3つの専門領域に分けることができます。不動産学基礎・概論については6科目中2科目選択しなければなりません。3つの専門領域の講義科目の選択においては制約を受けることはありません。各自の問題意識や関心に応じ、指導教員と相談しながら履修科目や研究分野を決定します。講義科目については、原則として Semester制を採用しています。

不動産学基礎・概論	不動産学を研究するための基礎的な手法と概論を学びます。
不動産アナリシス	不動産市場の把握、不動産を取り扱う際の情報の特性と利用、および、それらを前提して行われる不動産投資について研究します。種々の意思決定に必要な不動産情報の利用・評価手法、市場を取り巻く環境の特性を理解するとともに、実態把握や現状分析の方法を修得します。
不動産ポリシー	社会的存在としての不動産のあり方と、不動産への公的関与のあり方を研究します。不動産政策を歴史的・国際的視野のもとに理解し、不動産制度を国土の適正利用や国民経済の観点から位置づけます。また、不動産事業のあり方へと研究を進展させます。
不動産ビジネス	不動産事業を構築し経営・管理するための要因とその組み立て方を研究します。不動産の経営に必要な金融・組織等のあり方や管理運営のための物的・人的・会計的側面を理解し、専門的な不動産職能のあり方へと研究を進展させます。

博士後期課程

博士後期課程における教育課程編成上の特色は、以下の3点に要約されます。

- ① 既成学問の素養をベースに、学問と不動産の関わり方を学修する。  
 経済学、法学、工学等の固有の知識や考え方を学ぶとともに、不動産の各局面におけるこれらの既成学問の関わり方を理解する科目を提供します。既成学問が蓄積してきたノウハウを学びながら博士論文作成の基礎的能力を身につけます。
- ② 不動産学の問題解決学としての性格を示し、総合学問としての不動産学を学修する。  
 諸学問の有機的連携を、単に知識の寄せ集めに終わらせることなく、各学問固有の方法や考え方の総合化を通じて実質的なものとします。不動産の諸現象を既成学問の限定的解釈を超えて、より広い立場で理解し、学際性の強い不動産学にふさわしいものとして教育・研究を行います。
- ③ 不動産の諸問題を学問的課題として研究する方法論と姿勢を修得する。  
 住宅問題、都市問題、環境問題、経済問題などを理解するうえで、不動産の社会的評価の視点は欠かせません。現実社会の中で不動産がどのように存在し、いかなる解くべき課題を抱えているかを知るためには、不動産に対する広範な知識と、実証的な研究精神が必要となります。各講義科目において示される不動産の現実的な側面に対する学問的解釈の理解を深め、さらに3年間6学期を通じて開設する特別研究での博士論文の指導により、不動産に関わる諸問題を学問上の課題としてとらえ直す能力を養成します。

不動産市場分析

不動産市場の把握を始めとして不動産を取り扱う際の情報の特性とその利用方法について示します。具体的には、種々の意思決定に必要な不動産情報の形成と利用及び評価の方法、市場と市場をとりまく環境の特性を理解するとともに、実態把握や現象分析の方法を学びます。

不動産経営・管理

資産としての不動産の運営及び不動産事業の運営に際し、考慮すべき要因とその組み立て方を示します。具体的には、官・民を問わず、不動産事業の経営に必要な金融・組織・制度等の機能や投資のあり方等を示すとともに、不動産を管理運営するための経営的、物的、人的、制度的側面を理解し、管理の考え方や技術のあり方を学びます。

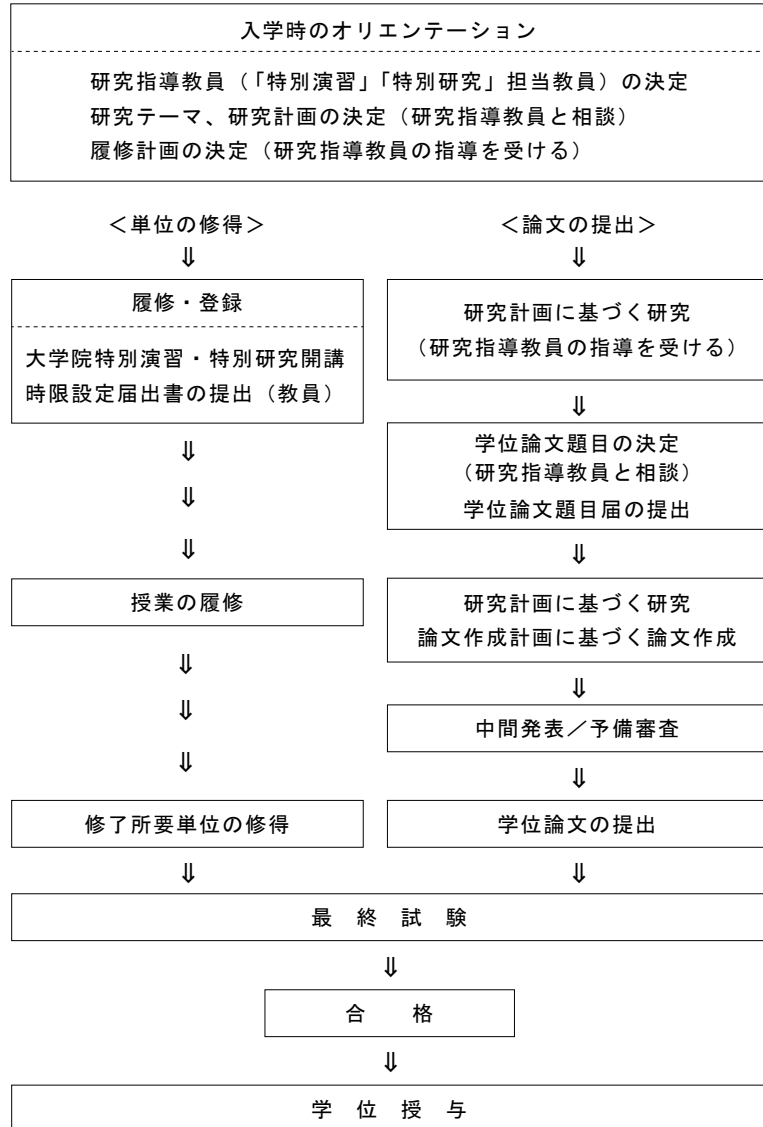
不動産計画・政策

社会的存在としての不動産のあり方と不動産への公的関与のあり方を示します。具体的には、不動産開発の経済的意味、計画のあり方、制度的位置づけを示すとともに、不動産関連政策を歴史的視野や国際的視野のもとに理解し、新たな政策像を提案する方策を学びます。

1 教育研究指導

大学院における研究教育は、各研究科の専攻、専門分野に応じ、研究教育上必要なものとして開設する授業科目の履修及び学位論文の作成を指導する教員（以下「研究指導教員」という。）の指導のもとにおける研究、学位論文の作成によって行われます。

(1) 教育研究の過程



(2) 研究指導教員による指導

- ① 研究指導教員の決定  
研究指導教員は、入学時のオリエンテーション等において、各学生の研究計画と各研究指導教員の指導テーマ等を勘案し、教員と学生との協議により決定します。
- ② 研究に関する学習指導  
研究指導教員は、研究に必要な理論、分析手法等の学習指導を行います。



- ③ 研究テーマ等の設定  
研究指導教員は、学生の問題領域に応じて、必要な文献資料等に関する助言を与え、研究テーマの設定について指導します。
- ④ 研究の方向性とチェック  
研究指導教員は、特別演習・特別研究における助言等を通じて、研究の進め方についてチェックを行います。
- ⑤ 学位論文作成の指導  
研究指導教員は、学生の研究成果を学位論文にまとめるための必要な指導を行います。
- ⑥ 学位論文の中間発表、予備審査等指導  
研究指導教員は、学生の学位論文の中間発表、予備審査等に基づき研究上の最終的な助言・指導を行います。
- ⑦ 学生生活上の指導  
研究指導教員は、学位論文及び修学指導の他、学生生活上の指導・助言を行います。

(3) 授業科目の履修

授業科目の履修に当たっては、研究指導教員の指導により、学生自身が履修計画を作成し、研究指導教員の承諾を得て所定の履修登録手続を行った上、履修することになります。

なお、特別演習・特別研究については、研究指導教員と学生との調整により開講曜日、時限等を決定します。

2 授業

(1) 学期  
(授業期間)

学年を前学期、後学期の2学期に区分し、各授業は前学期15週、後学期15週、年間30週にわたる期間を単位として行います。

(2) 授業の方法

授業は、講義、特別演習・特別研究、実習等のいずれか又はこれらの併用により行います。

(3) 授業科目の単位

単位は、各授業科目の学修の成果を量的に測る一定の基準となるものであり、授業形態により次のとおりとなります。

授業の形態	時間数	単位数
講義 演習	90分×15回	2
	90分×30回	4
実習	90分×15回	1
	90分×30回	2

(4) 授業時間

授業時間は、次のとおりです。

時 限	時 間	備 考
3時限	13:00～14:30	授業は1時限当たり90分で行われ、原則として月曜日から金曜日の14時40分から21時10分、土曜日の13時から19時30分に行います。
4時限	14:40～16:10	
5時限	16:20～17:50	
6時限	18:00～19:30	
7時限	19:40～21:10	

(5) 授業実施に関連する取扱い等

① 授業の出席時数

出席時数が単位修得に必要な授業時数の3分の2に達しない者は、単位は認定されません。

② 授業等の欠席

やむを得ない事由により授業又は定期試験を欠席した場合は、欠席届(所定様式)※1を提出することにより、次のような取扱いを受けることができます。

欠席期間	欠席の事由	添付書類	取扱い
平常授業	父母、祖父母、兄弟、姉妹に不幸があった場合	会葬礼状等(原本)	次の期間については、欠席の扱いをしません。 父母：連続した7日間と往復の日数 祖父母、兄弟、姉妹：連続した5日間と往復の日数
	学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症にかかった場合	感染症名、発症日及び治癒までにかかった期間が判断できる診断書(原本)	原則、当該期間中は欠席の扱いをしません。※2
	裁判員等に選任され、裁判所に出向いた場合	裁判所が発行する証明書類(原本)	当該期間中は欠席の扱いをしません。
定期試験 (平常授業時の試験を除く。)	父母、祖父母、兄弟、姉妹に不幸があった場合	会葬礼状等(原本)	追試験を実施することがあります。
	学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症にかかった場合	感染症名、発症日及び治癒までにかかった期間が判断できる診断書(原本)	
	傷病、交通機関の遅れ、裁判員選任等	診断書、遅延証明書、裁判所が発行する証明書類(原本)	

※1 欠席届(所定様式)は、学事課(教務担当)で受領してください。  
なお、書類の提出先も学事課(教務担当)となります。

※2 以下のいずれかに該当する場合の取扱いは、保健管理センターの判断によります。

①連続した7日間を超える欠席期間 ②第3種「その他の感染症」

参考：学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症の種類

種 別	病 名
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

③ 休講

原則として授業の休講はWebポータルシステムの掲示配信及び掲示板で告知しますので、始業前に必ず確認してください。

なお、休講の掲示配信等がなく、授業開始時刻から30分以上経過しても授業担当教員が出講しない場合は、学事課（教務担当）で指示を受けてください。

【参照】⇒ P. 45「5 掲示板」、「6 Webポータルシステムによる掲示配信」

④ 補講

授業の進度や休講状況等により、授業担当教員の判断で補講を実施することがあります。日程等の詳細については、Webポータルシステムの掲示配信及び掲示板で告知します。

【参照】⇒ P. 45「5 掲示板」、「6 Webポータルシステムによる掲示配信」

3 試験・  
単位の認定・  
成績評価

(1) 授業科目の  
試験

授業科目の試験は、授業が終了する学期末又は学年末に、筆記若しくは口述試験又は報告書（レポート）等の審査によって行います。

授業科目の試験は、次に掲げる種類があります。ただし、授業科目によっては、学年暦に定める定期試験期間内だけでなく、平常授業時に試験を行うことがあり、試験の方法、時期等については、直接授業担当教員から指示がありますので注意してください。

前学期	定期試験	前学期に終了するセメスター科目について行います。ただし、通年科目であっても必要に応じて行うことがあります。
	追試験	前学期に終了するセメスター科目について、試験当日にやむを得ない事由（傷病、忌服、事故等）のため受験できなかった者に対し、その事由が正当と判断された場合に行うことがあります。
後学期	定期試験	後学期に終了するセメスター科目及び通年科目について行います。
	追試験	後学期に終了するセメスター科目及び通年科目について、試験当日にやむを得ない事由（傷病、忌服、事故等）のため受験できなかった者に対し、その事由が正当と判断された場合に行うことがあります。

なお、学年暦に定める定期試験期間は、試験実施時間等が通常の授業とは異なりますので、試験期間前に掲示される試験時間割を確認してください。  
試験時間は次のとおりです。

時 限	時 間	備 考
3時限	13:00～14:00	1時限当たり60分
4時限	14:30～15:30	
5時限	16:30～17:30	
6時限	18:30～19:30	
7時限	19:50～20:50	

(2) 単位の認定

履修した授業科目の単位は、当該授業科目の試験に合格した場合に認定されます。

(3) 成績評価

成績評価は、次のとおりです。

判 定	成 績 評 価	成 績 評 価 の 基 準
合 格	優	100点～80点
	良	79点～70点
	可	69点～60点
不 合 格	不可	59点以下

(4) 成績発表

成績発表は、次のとおりWebポータルシステムで行います。

区 分	対 象 年 次	発 表 日	発 表 方 法
前学期終了 セメスター科目	博士前期課程1・2年次 修士課程1・2年次 博士後期課程1～3年次	9月4日（木）	Webポータルシステムの「成績照会」で 確認してください。
後学期終了 セメスター科目 ・ 通年科目	博士前期課程1年次 修士課程1年次 博士後期課程1・2年次	2026年 3月12日（木）	
	博士前期課程2年次 修士課程2年次 博士後期課程3年次	2026年 2月26日（木）	

#### 4 履修のガイドライン

(1) 履修科目の選定

履修科目の選定に当たっては、各自の研究テーマ及び履修計画に基づき研究指導教員の指導を受け、十分検討してください。

(2) 修了所要単位

各研究科における修了所要単位は、次のとおりです。

〔博士前期課程・修士課程〕

応用言語学研究科

コース	科目区分	修了所要単位		
言語教育 ・ 言語理論 ・ 言語文化	主履修コース科目（1コース）	12単位	総計 32単位以上	
	副履修コース科目（1コース）	8単位		
	その他 主履修コース科目（12単位）、副履修コース科目（8単位）を超えて修得したすべての科目	24単位以上		
	特別演習	8単位		

経済学研究科

専門分野	科目区分	修了所要単位	
基礎科目群	基礎科目群科目	8単位	総計 32単位以上
学術および 実務科目群	学術および実務科目群科目	8単位	
	その他 基礎科目群科目（8単位）、学術および実務科目群科目（8単位）を超えて修得したすべての科目	20単位以上	
演習	特別演習、研究・論文技法演習	12単位	

不動産学研究科

専門分野	科目区分	修了所要単位		
不動産学基礎・概論	不動産学基礎・概論科目	4単位	総計 32単位以上	
不動産アナリシス	その他 不動産学基礎・概論科目（4単位）を超えて修得したすべての科目	24単位以上		
不動産ポリシー				
不動産ビジネス				
演習	特別演習	8単位		

〔博士後期課程〕

応用言語学研究科

科目区分	修了所要単位	
特別研究	12単位	総計 20単位以上
特別研究（12単位） 以外のすべての科目	8単位以上	

不動産学研究科

専門分野	修了所要単位	
不動産市場分析	8単位以上	総計 20単位以上
不動産経営・管理		
不動産計画・政策		
演習	12単位	

(3) 履修上の注意

- ① 履修の変更は、原則として認められません。
- ② 同一の曜日・時限・開講期に、複数の授業科目を履修することはできません。
- ③ 授業科目によっては、受講者数等を制限する場合があります。

(4) 学部授業科目の聴講

研究指導教員が教育研究の指導上必要と認めた場合に限り、当該授業担当教員の承諾を得て所定の手続を行うことにより、学部の授業科目を聴講することができます。（単位の認定はありません。）

(5) 博士前期課程授業科目の聴講

〔博士後期課程学生のみ〕

研究指導教員が教育研究の指導上必要と認めた場合に限り、当該授業担当教員の承諾を得て博士前期課程の授業科目を聴講することができます。（単位の認定はありません。）

(6) 科目等履修による既修得単位認定

〔博士前期課程・修士課程学生のみ〕

浦安キャンパス大学院に在学する学生が、入学前に本大学院の当該研究科において科目等履修生として修得した単位について、入学時の所定期間内に既修得単位の認定申請を行うことにより、10単位を上限として単位認定を受けることができます。

詳細は、入学時に学事課（教務担当）へ問い合わせてください。

5 課程修了の要件

各課程の修了要件は次のとおりです。

〔博士前期課程・修士課程〕

当該課程に2年以上在学し、所定の32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することが修了の要件です。

〔博士後期課程〕

当該課程に3年以上在学し、所定の20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することが修了の要件です。

※ 各研究科、各課程における修了所要単位の詳細は、P. 26「4 履修のガイドライン」を参照してください。

6 課程修了認定の時期

課程修了の認定は学年末です。ただし、所定の期間内に修了所要単位を修得した者が、やむを得ない事由により課程修了の認定を受けられなかった等の場合に、次年度の前学期に学位論文の審査等を受け、前学期末に修了（9月修了）の認定を受けることができます。

7 修了所要単位修得済み修了年次生の取扱い  
〔博士前期課程・修士課程〕

博士前期課程・修士課程の2年次生で、修了所要単位を修得し、標準修業年限を超えて在籍する者が、学位論文の作成を継続し、審査を受ける場合は、研究指導教員の承諾を得て、次のとおりの手続を行ってください。

研究指導届の提出／履修登録

前学期開始の所定の期間に以下の手続を行ってください。

- ① 研究指導届（所定様式）の提出  
学位（修士）論文題目を記入し、学事課（教務担当）へ提出してください。
- ② 履修登録  
「研究指導」以外に授業の履修を希望する場合は、Webポータルシステムにより履修登録を行ってください。（「研究指導」の履修登録は不要）

※ 研究指導は、研究や論文作成の進捗により適宜行われるため、特に曜日・時限の届出は必要ありません。

9月修了希望届の提出

9月修了を希望する場合は、研究指導教員の承諾を得て、前学期開始の所定の期間に研究指導届等とともに「9月修了希望届」（所定様式）を学事課（教務担当）へ提出してください。

なお、9月修了の希望を取り下げる場合は、8月7日（木）までに「9月修了希望取下届」（所定様式）を学事課（教務担当）へ提出してください。

また、9月修了の希望を取り下げた場合の論文審査申請については、当該年度末の論文審査に係る日程等を考慮し、研究指導教員と相談の上決定してください。

8 修了所要単位修得済み修了年次生の取扱い  
〔博士後期課程〕

博士後期課程の3年次生で、当該年度末に修了所要単位を修得し、規定の標準修業年限（3年）を満たす者は、今後の学籍、研究活動等について研究指導教員と相談の上、所定の期日までに次の手続を行ってください。

在学期間延長願の提出

博士の学位取得のため在学期間の延長を希望する者は、2月末日までに在学期間延長願（所定様式）を学事課（教務担当）へ提出してください。

研究指導届の提出／履修登録

翌年度前学期開始の所定の期間に以下の手続を行ってください。

- ① 研究指導届（所定様式）の提出  
学位（博士）論文題目を記入し、学事課（教務担当）へ提出してください。
- ② 履修登録  
「研究指導」以外に授業の履修を希望する場合は、Webポータル

システムにより履修登録を行ってください。（「研究指導」の履修登録は不要）

※ 研究指導は、研究や論文作成の進捗により適宜行われるため、特に曜日・時限の届出は必要ありません。

#### 9月修了希望届の提出

当該年度の9月に課程修了を希望する場合は、研究指導教員の承諾を得て、前学期開始の所定の期間に研究指導届等とともに「9月修了希望届」（所定様式）を学事課（教務担当）へ提出してください。

なお、9月修了の希望を取り下げの場合は、6月16日（月）までに「9月修了希望取下届」（所定様式）を学事課（教務担当）へ提出してください。

また、9月修了の希望を取り下げた場合の論文審査申請については、当該年度末の論文審査に係る日程等を考慮し、研究指導教員と相談の上決定してください。

#### 単位修得満期退学願の提出

博士後期課程の修了要件のうち、当該課程に在学中に、博士論文の審査及び最終試験に合格することを満たさず退学することを単位修得満期退学といいます。

単位修得満期退学を希望する者は、単位修得満期退学希望日の1か月前までに「単位修得満期退学願」（所定様式）を学事課（教務担当）へ提出してください。

※ 退学後、浦安キャンパス大学院研究生として引き続き在学を希望する場合は、「退学願」（所定様式）の提出と併せて研究生の出願を行ってください。

※ 研究生の出願期間については、学事課（教務担当）に問い合わせてください。

(2) 単位修得満期退学を希望する場合

## 9 学位の授与

課程を修了した者に対して、次のとおりの学位が授与されます。

研究科	課程	修士・博士の学位及び専攻分野の名称
応用言語学	博士前期	修士（応用言語学） 修士（日本語教育学）
	博士後期	博士（応用言語学） 博士（日本語教育学）
経済学	修士	修士（経済学）
不動産学	博士前期	修士（不動産学）
	博士後期	博士（不動産学）

なお、学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学の大学名を付記するものとされています。

#### 〔単位修得満期退学後の学位〕

単位修得満期退学後2年以内に学位（博士）論文審査等に合格した場合は、課程博士として取り扱うものとします。

また、退学後2年以内に学位（博士）論文の審査を願い出る場合は、学位論文審査手数料の納付は必要ありません。



なお、論文審査に係る日程は、おおむね3年次生と同様になりますが、詳細については、論文審査を受けようとする年度当初に学事課（教務担当）へ問い合わせてください。

10 学位に付記する専攻分野  
〔応用言語学研究科〕

応用言語学研究科における学位に付記する専攻分野の取扱いは、次のとおりです。

1 修士の学位

学 位	修士（応用言語学）	修士（日本語教育学）
授与要件	修了所要単位32単位以上を修得した者	修了所要単位32単位のうち、言語教育コース科目の「日本語教育方法特論」4単位、「日本語教育教材特論」4単位、「日本語教育学特論」4単位、計12単位を修得し、かつ、日本語教育に関連する特別演習8単位を修得した者で、「修士（日本語教育学）」の学位授与を希望する者
手続（届出）	学位（修士）論文題目届提出時及び学位（修士）論文等提出時に授与を希望する学位（専攻分野）の届出を行ってください。	
備 考	—	日本語教育プログラム修了証書は授与されません。

2 博士の学位

学 位	博士（応用言語学）	博士（日本語教育学）
授与要件	修了所要単位20単位以上を修得した者	修了所要単位20単位のうち、「日本語教育学特講」4単位を修得し、かつ、日本語教育に関連する特別研究12単位を修得した者で、「博士（日本語教育学）」の学位授与を希望する者
手続（届出）	学位（博士）論文題目届提出時及び学位（博士）論文等提出時に授与を希望する学位（専攻分野）の届出を行ってください。	

11 履修登録

授業科目を履修するに当たり、当該年度内に履修するすべての授業科目について、履修登録期間中に履修登録を行ってください。

なお、履修登録期間後に登録内容を変更することは原則として認められませんので、誤りのないよう研究指導教員の指導を受けた上で履修科目の選定を行ってください。また、科目の選定に当たっては、明海大学浦安キャンパス公式ホームページ上で公開するシラバスを確認してください。

(1) 履修登録の手順

履修登録の手続等については、次のとおりです。

なお、履修登録は、Webポータルシステムで行います。詳細については、別冊「Webポータルシステム利用マニュアル」を参照してください。

事務局 オリエンテーション 3月29日（土）	「大学院教育要覧」「教育課程表（教職課程表）」 「Webポータルシステム利用マニュアル」 「履修登録関連書類等」を配布します。  <履修登録関連書類> A 大学院特別演習・特別研究開講時限設定届出書 B 履修関連事項報告書（博士前期課程・修士課程のみ） C 履修取消票（別途窓口配布） D 学部授業科目聴講願
------------------------------	--



<p>研究科主催 オリエンテーション</p> <p>3月29日(土)</p>	<p>研究指導教員を決定(新入生のみ)し、履修指導を受け、履修する科目を4月2日(水)までに決定します。</p> <p>&lt;必要手続&gt;(新入生及び在生)</p> <p>①「A 大学院特別演習・特別研究開講時限設定届出書」に必要事項を記入し、研究指導教員へ提出 3月29日(土)～4月4日(金)</p> <p>②「B 履修関連事項報告書」に必要事項を記入し、学事課(教務担当)へ提出 3月29日(土)～4月4日(金)</p> <p>③研究指導教員から履修指導を受け、履修する科目を決定 3月29日(土)～4月2日(水)</p>
--	---



<p>履修登録期間</p> <p>3月27日(木)～4月2日(水)</p>	<p>Webポータルシステムで履修登録を行います。</p> <p>※ 学外・学内から登録可能です。</p>
---------------------------------------	---



<p>学部の授業を聴講する必要がある場合</p> <p>3月29日(土)以降</p>
<p>「D 学部授業科目聴講願」に必要事項を記入し、授業担当教員及び研究指導教員の承諾を得て、学事課(教務担当)へ提出してください。</p> <p>※ 博士後期課程学生が博士前期課程の授業を聴講する場合は提出不要です。</p>



<p>履修を取り止める場合</p> <p>4月10日(木)まで</p>
<p>「C 履修取消票」を学事課(教務担当)で受領し、必要事項を記入の上、研究指導教員の承諾を得て、1枚目を学事課(教務担当)へ提出、2枚目を授業担当教員へ提出してください。</p>

- A 大学院特別演習・特別研究開講時限設定届出書  
研究指導教員と学生との調整により、特別演習・特別研究の開講時限等が決定した後、必要事項を記入し、研究指導教員へ提出してください。〔研究指導教員から、学事課(教務担当)へ提出されます。〕
- B 履修関連事項報告書(博士前期・修士課程のみ)  
必要事項を記入し、学事課(教務担当)へ提出してください。
- C 履修取消票(別途窓口配布)  
やむを得ない事由により履修を取りやめる場合は、履修取消票に必要事項を記入(3枚複写)し、研究指導教員の承諾を得て、1枚目を学事課(教務担当)へ提出、2枚目を担当教員へ提出、3枚目を各自控えとして保管してください。  
※ 履修取消票は必要に応じて学事課(教務担当)で受領してください。
- D 学部授業科目聴講願  
研究指導教員と当該授業担当教員の承諾を得て、学事課(教務担当)へ提出してください。

(2) 履修登録に当たっての注意

- ① 履修登録は必ず履修登録期間内に行ってください。(期間外の登録・修正等はありません。)
- ② 履修登録はインターネットに接続されたパソコン等があればどこからでも登録することができます。また、履修登録期間内であれば何度でも登録や修正ができます。
- ③ 履修登録が完了したら、必ず登録内容を印刷し、各自保管してください。
- ④ 履修登録方法等の詳細については、「Webポータルシステム利用マニュアル」を参照してください。

特別演習・特別研究の履修登録

Web ポータルシステムの履修登録画面において、特別演習・特別研究は、システムの関係上、土曜日5時限欄に表示されます。「**特別演習・特別研究開講時限設定届出書**」で設定した曜日・時限に他の科目を登録することがないように注意してください。

※ 誤って他の科目を登録した場合であっても、設定届出書が優先されるため、その登録は無効となります。

(3) 特別演習担当  
教員の変更

〔博士前期課程・修士課程〕

授業科目のうち、特別演習に限り、やむを得ない事由により研究指導教員の変更が生じた場合は、前学期末の変更を認めることがあります。

変更の際には、履修を取りやめる研究指導教員及び新たに履修を希望する研究指導教員に相談の上、後学期授業開始日までに手続きを行ってください。

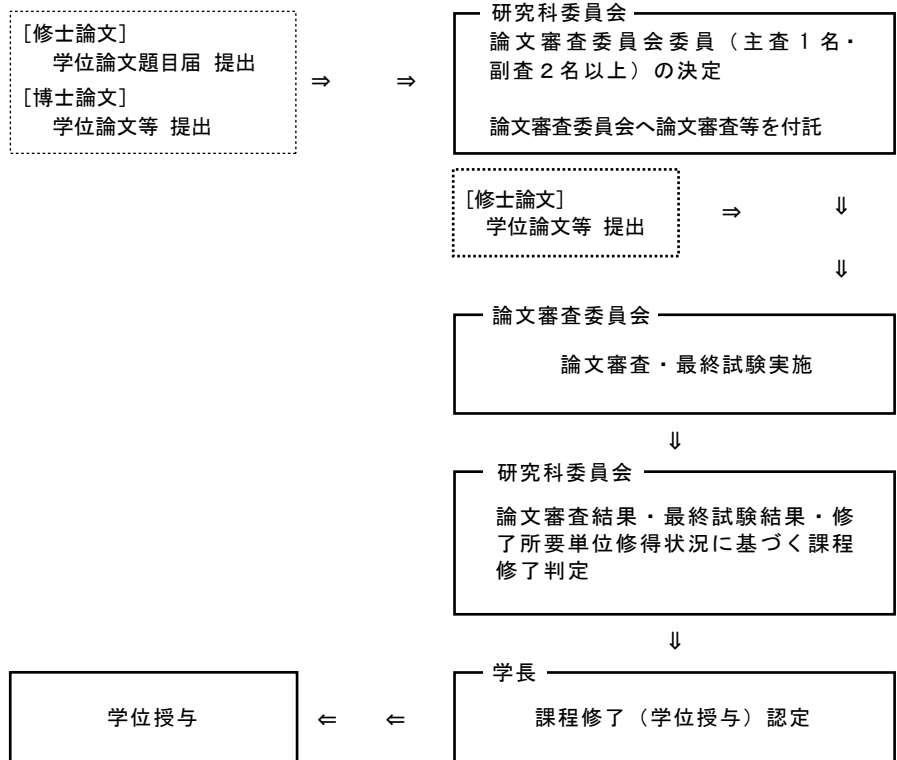
なお、手続き方法はあらかじめ学事課（教務担当）にて確認してください。

12 学位論文

学位論文は、研究指導教員の指導を受けて作成した後、学位論文審査願等の所定の書類とともに提出し、論文審査委員会の審査を受けることになります。

また、論文審査委員会による論文審査のほか、当該論文を中心とした口述又は筆記による最終試験が行われます。

(1) 学位論文審査  
の過程



(2) 学位論文作成  
手順

学位論文は、研究指導教員の指導を受けながら各研究科において定める執筆要領に基づき作成します。

論文の執筆等に当たっては、研究科の指示を受けてください。

## (3) 学位論文審査

## ① 修士論文（博士前期課程・修士課程）

## a 主な日程

2025年度の学位（修士）論文審査に係る日程は、次のとおりです。

年次	時 期	応用言語学研究科・経済学研究科・不動産学研究科
2	5月30日(金)	学位（修士）論文題目届 提出期限
	7月上旬	【学位（修士）論文審査委員会 設置】
	10月31日(金)まで	中間発表会（予備審査）
	10月31日(金)	学位（修士）論文題目変更届 提出期限
	12月上旬	学位（修士）論文提出要領等 受領
	1月22日(木)	学位（修士）論文等 提出期限
	2月中旬まで	最終試験（口述又は筆記）
	2月26日(木)	修了予定者発表
	3月10日(火)	学位授与 製本済み学位論文 提出期限

※ 単位修得済み2年次生については、研究指導届にて学位（修士）論文題目を提出しているため、5月末の題目提出は必要ありません。

## b 9月修了に係る主な日程

2025年度の9月修了学位（修士）論文審査に係る日程は、次のとおりです。

年次	時 期	応用言語学研究科・経済学研究科・不動産学研究科
2	4月4日(金)	履修関連事項報告書・研究指導届・9月修了希望届 提出期限
	7月上旬	【学位（修士）論文審査委員会 設置】
	7月中旬	学位（修士）論文提出要領等 受領
	8月7日(木)	学位（修士）論文等 提出期限 9月修了希望取下届 提出期限
	8月下旬	最終試験（口述又は筆記）
	9月4日(木)	修了予定者発表
	9月12日(金)	学位授与 製本済み学位論文 提出期限

※ 中間発表会（予備審査）、最終試験の日程については、研究指導教員に確認してください。

※ 9月修了の希望を取り下げ、当該年度末の論文審査を受ける場合は、論文作成計画等について、研究指導教員とよく相談してください。

c 提出物等

学位（修士）論文審査に係る主な提出書類等は次のとおりです。

なお、詳細は、別途 Web ポータルシステムにより配信される提出要領で確認してください。

**学位論文提出準備**

次のとおり学位論文を用意してください。

審査用	3部 ⇒ 簡易製本したもの
本人控	1部 ⇒ 簡易製本したもの
大学保管用	2部 ⇒ 各研究科所定の体裁で製本したもの

※ 学位論文審査等に合格し、修了予定者として発表された場合に、卒業式・学位記授与式当日までに研究指導教員へ提出してください。

**提出物**

審査用学位論文	3部
学位論文審査申請書	1部（所定様式）
学位論文内容要旨	4部（所定様式）
履歴書	4部（所定様式）
学位に付記する専攻分野届	1部（所定様式）※ 応用言語学研究科のみ提出してください。

② 博士論文（博士後期課程）

a 主な日程

2025年度の学位（博士）論文審査に係る日程は、次のとおりです。

年次	時 期	応用言語学研究科	不動産学研究科
1	5月30日(金)	研究計画書 提出期限	研究計画書 提出期限
	2月27日(金)	第1回 研究経過報告書 提出期限	第1回 研究経過報告書 提出期限
2	5月30日(金)	学位(博士)論文作成計画書 提出期限	
	7月上旬	【学位(博士)論文作成指導教員 決定】	
	10月31日(金)	学位(博士)論文題目届 提出期限 研究経過報告会 発表申込書 提出期限	学位(博士)論文題目届 提出期限 研究経過報告会 発表申込書 提出期限
	12月上旬まで	研究経過報告会	研究経過報告会
	2月27日(金)	第2回 研究経過報告書 提出期限	第2回 研究経過報告書 提出期限
3	10月1日(水)	学位(博士)論文予備審査願等 提出期限 公開発表会 発表申込書 提出期限	
	10月上旬まで	【学位(博士)論文予備審査担当教員 決定】	学位(博士)論文事前審査会
	10月中旬	公開発表会	
	11月7日(金)		公聴会(予備審査)発表申込書 提出期限
	11月11日(火)	学位(博士)論文予備審査結果発表	
	11月中旬～ 12月上旬		公聴会
	12月11日(木)		学位(博士)論文予備審査結果発表
	12月15日(月)	学位(博士)論文等 提出期限 学位(博士)論文題目変更届 提出期限	学位(博士)論文等 提出期限 学位(博士)論文題目変更届 提出期限
	12月中旬	【学位(博士)論文審査委員会 設置】	【学位(博士)論文審査委員会 設置】
	2月中旬まで	最終試験(口述)	最終試験(口述)
	2月26日(木)	修了予定者発表	修了予定者発表
	3月10日(火)	学位授与 製本済み学位論文 提出期限 学位論文・学位論文内容要旨データ 提出期限	学位授与 製本済み学位論文 提出期限 学位論文・学位論文内容要旨データ 提出期限
学位授与後 3か月以内	【学位論文内容の要旨・審査結果の要旨インターネット公表】 【学位授与報告】	【学位論文内容の要旨・審査結果の要旨インターネット公表】 【学位授与報告】	
学位授与後 1年以内	博士論文インターネット公表	博士論文インターネット公表	

学位（博士）論文作成の手順は各研究科ごとに取り決めがありますので、オリエンテーション等において教員から指示を受けてください。

なお、博士論文審査に係る提出書類の様式等は、別途配布します。

b 9月修了に係る主な日程

2025年度の9月修了学位（博士）論文審査に係る日程は、次のとおりです。

年次	時 期	応用言語学研究科	不動産学研究科
3	4月4日(金)	研究指導届・9月修了希望届 提出期限	研究指導届・9月修了希望届 提出期限
	4月8日(火)	学位(博士)論文予備審査願等 提出期限 公開発表会 発表申込書 提出期限	
	4月中旬まで	【学位(博士)論文予備審査担当教員 決定】	学位(博士)論文事前審査会
	4月下旬	公開発表会	
	5月15日(木)	学位(博士)論文予備審査結果発表	
	6月2日(月)		公聴会(予備審査)発表申込書 提出期限
	6月上旬~中旬		公聴会
	6月12日(木)		学位(博士)論文予備審査結果発表
	6月16日(月)	学位(博士)論文等 提出期限 学位(博士)論文題目変更届 提出期限 9月修了希望取下届 提出期限	学位(博士)論文等 提出期限 学位(博士)論文題目変更届 提出期限 9月修了希望取下届 提出期限
	7月上旬	【学位(博士)論文審査委員会 設置】	【学位(博士)論文審査委員会 設置】
	8月下旬まで	最終試験(口述)	最終試験(口述)
	9月4日(木)	修了予定者発表	修了予定者発表
	9月12日(金)	学位授与 製本済み学位論文 提出期限 学位論文・学位論文内容要旨データ 提出期限	学位授与 製本済み学位論文 提出期限 学位論文・学位論文内容要旨データ 提出期限
学位授与後 3か月以内	【学位論文内容の要旨・審査結果の要旨インターネット公表】 【学位授与報告】	【学位論文内容の要旨・審査結果の要旨インターネット公表】 【学位授与報告】	
学位授与後 1年以内	博士論文インターネット公表	博士論文インターネット公表	

※ 9月修了の希望を取り下げた場合の取扱いについては別途指示します。

(4) 学位授与申請  
(学位論文審査申請) 資格

学位の授与申請（学位論文審査申請）をすることができる者は、本学大学院研究科に在学中で、博士前期課程・修士課程では所定の32単位以上、博士後期課程では所定の20単位以上を修得した者又は学位の申請をした日の属する学年末（又は学期末）までに修得する見込みが確実な者としています。

なお、課程によらない者の博士の学位授与申請（学位論文審査申請）については学事課（教務担当）へ問い合わせてください。

### 13 その他

- (1) ティーチング・アシスタント (T A)
- 大学院学生に教育指導に関する実務の機会を与えるため、ティーチング・アシスタント (T A) の採用を実施しています。
- T Aは、本学の外国語学部、経済学部及び不動産学部の学生に対する教育効果を高めるために、本学と雇用契約を締結し、学部授業担当者の指示に従い教育の補助者 (実験、実習、演習、授業準備等) として教育業務に従事することになります。
- 詳細は、各研究科の教員にお問い合わせください。
- (2) リサーチ・アシスタント (R A)
- 本学における研究の円滑な実施と博士後期課程学生の研究者としての育成及び経済的支援を図るため、リサーチ・アシスタント (R A) の採用を実施しています。
- R Aは、本学が行う研究プロジェクトの研究補助者として従事することになります。
- 詳細は、各研究科の教員にお問い合わせください。



(3) 教育訓練給付制度（一般教育訓練）

本学では次の表のとおり厚生労働大臣指定の教育訓練給付制度（一般教育訓練）の講座指定を受けています。

これにより、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）又は被保険者であった方（離職者）が、指定の講座修了後、本人がハローワーク（公共職業安定所）へ申請することにより、教育訓練に要した費用（入学金及び初年度分に相当する授業料）の一定割合に相当する額（上限あり）について給付を受けることができます。

指定講座	経済学研究科経済学専攻修士課程 不動産学研究科不動産学専攻博士前期課程
支給対象者	次のいずれかに該当し、指定講座の教育訓練を修了した方 ① 雇用保険の被保険者 教育訓練の受講を開始した日において支給要件期間が3年以上ある方 ② 雇用保険の被保険者であった方 教育訓練の受講を開始した日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講を開始した日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方 ※ 上記①、②とも、当分の間、初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方については、教育訓練開始日までに被保険者として雇用された期間が1年以上あれば、支給対象となります。 ※ 過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合には、支給に係る教育訓練開始日から支給要件期間が3年以上経過していないなければなりません。
支給額	教育訓練に要した費用（入学金及び初年度分に相当する授業料）の20%相当額（上限10万円）
申請手続等	教育訓練給付金の支給申請手続は、課程を修了した本人が、本人の住所を管轄するハローワークに対して、以下の書類を提出することにより行います。 ① 教育訓練給付金支給申請書 ② 教育訓練修了証明書 ③ 領収書 ④ 本人・住所確認書類及び個人番号（マイナンバー）確認書類 ⑤ 雇用保険被保険者証 なお、申請は教育訓練の受講修了日の翌日から起算して1か月以内に行うことが原則です。申請期限を厳守してください。 ※ 給付金支給申請希望者は、教育訓練給付金の受給資格の有無をハローワークに照会しておく必要があります。詳細はオリエンテーションで説明します。 ※ ①～③の書類については、課程修了後に本学が交付しますので給付金支給申請希望者は2026年3月2日（月）～3月5日（木）までに学事課（教務担当）に申し出てください。卒業式・学位記授与式当日に交付します。

※ 支給対象の条件、支給額等は2025年3月現在のものです、法令等の改正により変更となる場合があります。

雇用保険の状況により、給付を受けられない場合もあります。ハローワークにおける事前の受給資格確認方法等も含め、申請方法等詳細は、学事課（教務担当）に問い合わせてください。

## IV

## 修学上の取扱い

1 大学院学生の  
研究室等の管  
理運営

大学院に在学する学生の研究・教育及び研究指導に資するため各研究科に院生研究室及び研究科図書室等を設置しています。また、各院生研究室等にパソコン等必要な設備・備品を配備しています。

(1) 院生研究室、  
研究科図書室  
等の設置場所

各研究科の院生研究室及び研究科図書室等の設置場所等については、次のとおりです。

研究科	設置場所	施設名称	内線番号
応用言語学	管理・研究棟 3階	院生研究室	1340 1341
		研究科図書室	1332
経済学		院生研究室	1342 1343
		研究科図書室	1331
応用言語学 ・ 経済学		F・E会議室	1370
不動産学		第2管理・研究棟 8階	院生研究室
	研究科図書室		4501

(2) 院生研究室、  
研究科図書室  
等の管理運営

## ① 管理・運営の基本

院生研究室及び研究科図書室は、大学院学生が次項「② 利用に当たっての留意すべき事項」を遵守した上で、自主的な管理運営を行うことを基本としています（F・E会議室の管理運営を除く）。

## ② 利用に当たっての留意すべき事項

大学院学生は、院生研究室等の利用に当たって、次に掲げる各事項を遵守してください。

## A 入退室時の留意事項

- a 院生研究室等は、アナログ式ナンバーキーにより解錠・施錠することになります。解錠番号は別途お知らせします。
- b 院生研究室等退室の際は、窓の施錠等の戸締り、空調機器等の停止及び消灯を確実にし、戸締り施錠されていることを確認してください。

**B 利用時間**

- a 日曜・祝日（授業実施日を除く）等の大学休業日を除く、9：00～22：30です。
- b 利用終了時刻が各施設の消灯時間となるので、それまでに退出してください。
- c 利用時間内に管理・研究棟又は第2管理・研究棟に入館できない場合は、警備員に連絡してください。（詳細は掲示等を確認してください。）

**C 一般的事項**

- a 院生研究室等の施設を清潔で整頓された状態に保ち、施設内の設備等を常に良好な状態に保持するよう務めてください。
- b 施設内での火気類の使用及び飲食は禁止です。
- c 大学院学生、教員以外の者に学生証を貸出し、院生研究室等の利用の便を図ってはいけません。
- d 大学院学生以外の許可者等を除き施設・設備の利用に供してはいけません。
- e 院生研究室等の設備を減失、紛失又は汚損したときは、直ちに学事課（教務担当）に届け出るとともに、その指示に従ってください。
- f 設備物品の持ち出し、あるいは移動をしてはいけません。ただし、やむを得ない事情で移動する場合には、大学の許可を得て移動し、使用後は原状に復してください。
- g 秩序維持に反する行為をしてはいけません。

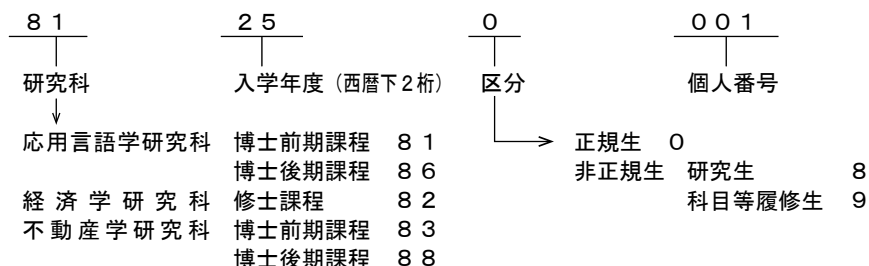
## 2 学籍

### (1) 学籍番号

入学と同時に学生各個人に学籍番号が与えられます。在学中における履修登録、成績評価登録及び学籍登録等は、すべてこの学籍番号によって処理され、特別な事情がない限り修了するまでこの番号は変更されません。また、この学籍番号は、学生証の番号でもあるので、正確に記憶してください。

学籍番号の構成は次のとおりです。

学籍番号の構成 (例)



### (2) 修業年限と 在学期間

修業年限は、本学の教育課程を修了するために必要な期間で、博士前期課程・修士課程は2年、博士後期課程は3年と定められています。また、在学期間は、本学に在籍することができる期間で、上限が博士前期課程・修士課程は4年、博士後期課程は6年と定められています。

### (3) 休学

傷病その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上出席することができない者は、許可を得て休学することができます。

#### ① 休学期間

休学できる期間は3か月以上1年以内です。(当該年度末の3月31日まで。ただし、特別な事情があると認められる場合には当該年度の前学期末の9月30日までとすることができます。) 休学期間の延長の必要がある場合には、引き続き1年以内に限り許可を得て休学期間を延長することができますが、通算2年(2年度)を超えることはできません。(1年未満の休学であっても1年度として換算されます。)

なお、休学期間は修業年限及び在学期間には算入されません。

#### ② 休学及び休学延長手続

手続方法	保証人連署の「休学願」(所定様式)を学事課(教務担当)へ提出(傷病による休学は診断書を添付)
手続期限	休学開始希望日の1か月前
休学の許可	休学が許可された場合、休学許可書が交付されます。

#### ③ 休学による授業料等の免除

3月31日以前又は9月30日以前に休学を願い出て許可された者は、休学が許可された学期に納付すべき授業料及び施設維持費が免除されます。

#### ④ 在籍料

休学を許可された者は、在籍料として1学期当たり5万円を納付する必要があります。

(4) 復学

休学の事由が解消し復学を希望する者は、許可を得て復学することができます。

① 復学の時期

復学の時期は、休学期間満了日の翌日とし、休学開始時と同じ学年へ復学することになります。

② 復学手続

手続方法	保証人連署の「復学願」（所定様式）を学事課（教務担当）へ提出（傷病回復による復学は診断書を添付）
手続期限	復学希望日の1か月前
復学の許可	復学が許可された場合、復学許可書が交付されます。

(5) 退学

傷病その他やむを得ない事由により退学を希望する者は、許可を得て退学することができます。

なお、退学希望日の属する学期の学生納付金が完納されていない場合、退学は許可されません。

退学手続

手続方法	保証人連署の「退学願」（所定様式）を学事課（教務担当）へ提出（傷病による退学は診断書を添付）
手続期限	退学希望日の1か月前
退学の許可	退学が許可された場合、退学許可書が交付されます。

※ 学生証及びロッカーの鍵等を退学日までに返却してください。

※ 博士後期課程の単位修得満期退学に関する手続は、P. 29「8 修了所要単位修得済み修了年次生の取扱い（2）単位修得満期退学を希望する場合」を参照してください。

(6) 除籍

次のいずれかに該当する者は、除籍となります。

- ① 学生納付金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者  
(参考) 前学期納付期限： 4月30日  
後学期納付期限： 10月31日
- ② 学則に定められた在学期間を超えた者
- ③ 学則に定められた休学期間を超えた者
- ④ 死亡の届出があった者

(7) 復籍

学生納付金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入せずに除籍となった者が、除籍日の翌日から起算して2年以内に願いだした場合は、復籍を許可する場合があります。復籍を希望する場合は、学事課（教務担当）に相談してください。

### 3 各種手続

#### (1) 証明書等の 交付

成績及び学籍等の諸証明書等は、学事課（教務担当）又は学生支援課（学生支援担当）で交付します。「証明書交付願」（証紙を貼付）に必要事項を記入し申し込んでください。

証明書の種類によって交付に要する日数が異なり、また、証明書の申込みが集中する時期には、ある程度日数を要することもありますので、時間に余裕をもって申し込んでください。

〔教務関係証明書等〕

対象	証明書等	取扱窓口	交付 所要日数	手数料	備考
在 学 生	☆ 成績証明書	学事課 (教務担当)	2日	300円 (所定の 証紙を 購入)	修了見込年次生のみ 発行（9月修了見込 者は、申込みの際に 申し出てください。）
	☆ 修了見込証明書 (9月修了見込者含む。)				
	単位修得証明書		7日		教員記入欄（学習の 所見、在学中の状 況、記載責任者署名 等）は、研究指導教 員又は研究科長等が 記入したものを窓口 へ提出し、申し込ん でください。
	推薦書等				
修 了 生 等	☆ 成績証明書	学事課 (教務担当)	2日	300円 (所定の 証紙を 購入)	
	単位修得証明書				
	☆ 修了証明書				
	☆ 学位授与証明書		7日		教員記入欄（学習の 所見、在学中の状 況、記載責任者署名 等）は、研究指導教 員又は研究科長等が 記入したものを窓口 へ提出し、申し込ん でください。
	単位修得満期 退学証明書				
	☆ 在学期間証明書				
	推薦書等				
専 修 免 許 状 取 得 希 望 者	学力に関する証明書	学事課 (教務担当)	7日	300円 (所定の 証紙を 購入)	免許状取得見込 年次生のみ発行し ます。 研究指導教員又は研 究科長等が必要事項 を記入したものを窓 口へ提出し、申し込 んでください。
	教育職員免許状 取得見込証明書				
	人物考査書・ 身上調書等 (教員採用試験受験用)				

〔厚生関係証明書等〕

対象	証明書等	取扱窓口	交付所要日数	手数料	備考
在学生	☆ 在学証明書	学生支援課 (学生支援担当)	翌日	300円 (所定の証紙を購入)	定期健康診断を受診又は医療機関の健康診断書を提出した学生に発行します。
	☆ 健康診断証明書		3日		
	学生証再発行		7日	1,500円 (所定の証紙を購入)	
	学校学生生徒 旅客運賃割引証 (学割証)		翌日	無料	年間10枚まで発行できます(発行日から3ヶ月間有効)。
	通学証明書		即時	無料	通学定期券を学生証の提示のみで購入できない場合に発行します。

※ ☆印は英文発行可能な証明書です。

(交付所要日数：在学証明書は翌日、健康診断証明書は7日)

※ 修了生に限り、郵便による交付申込みを受け付けます。手続方法は、明海大学公式ホームページで確認してください。

(2) 届出

入学後に生じた身上の変更事項は、速やかに学生支援課(学生支援担当)へ届け出てください。

種類	対象	届出理由等	取扱窓口等
住所等変更届	学生本人 保証人	本人又は保証人(父母等)の住所、電話番号、メールアドレスの変更(本人の携帯電話番号の変更を含む)	Webポータルシステムで手続を行ってください。
変更届	学費負担者	学費負担者の変更	学生支援課 (学生支援担当) に提出してください。
	保証人	保証人の変更	
	学生本人	改姓、改名、本籍地の変更 ※ 住民票記載事項証明書を併せて提出してください。	

※ 在留期間・在留資格については、学事課国際化推進室へ届け出てください。

(3) 奨学金・研究助成金等

日本学生支援機構、民間各種団体等の奨学制度、外国人留学生の授業料減免制度、学習奨励費、国費採用、各種研究助成金等について、募集内容により、学生支援課(学生支援担当)、学事課国際化推進室及び庶務課等の関係各部署において申請手続等を取り扱います。

各種募集要項、取扱部署については、その都度各研究科掲示板等でお知らせしますので留意してください。

4 大学院教務事務  
取扱窓口

大学院教務関係の事務取扱いは、学事課（教務担当）で行います。  
学事課（教務担当）直通 047(350)4993

区 分	曜 日	窓口取扱時間
授業期間	月～金	9:00～18:30
	土	9:00～13:00
試験期間	月～金	9:00～17:30
	土	9:00～13:00
その他 (夏季・冬季・春季休暇中等)	月～金	9:00～17:00
	土	9:00～13:00

※ 日曜日及び祝日（休日授業実施日を除く。）は休業となり、窓口取扱は一切行いません。

※ 臨時の休業や窓口取扱時間の変更については、掲示及びWebポータルシステム等でお知らせします。

5 掲示板

大学からの通知・連絡事項は、すべて掲示によりお知らせします。通常、大学院教務関係の伝達事項は、院生研究室前の掲示板で告知しますが、学部学生との共通事項等（特に厚生関連事項）は屋外の学部掲示板等へ掲示する場合がありますので、見落としのないよう必ず屋外、屋内すべての掲示板を確認してください。

6 Webポータル  
システムによる  
掲示配信

学位論文審査手続などの重要な連絡事項及び休講情報等については、Webポータルシステムによる掲示配信又は掲示板への掲示で行います。

※ Webポータルシステムを毎日こまめに確認するとともに、掲示板を見る習慣をつけてください。

※ パソコンや携帯電話等のメールアドレスを登録すると各種掲示情報がメール配信されますので、必ず登録してください。

※ 利用方法の詳細は、Webポータルシステム利用マニュアルを参照してください。

7 manaba

本学では、e-Learning実施のプラットフォームとなる学習管理システム〔Learning Management System (LMS)〕として「manaba(マナバ)」を導入しています。

「manaba」は、インターネットを利用し、講義資料の配布、レポートの提出、小テスト及びグループワーク等が行えるクラウド型の授業支援システムです。

「manaba」利用方法等の詳細については、利用マニュアル等を確認してください。



V

教職課程の履修方法〔応用言語学研究科〕

1 大学院で取得できる免許状の種類と教科

研究科	専攻	課程	取得できる免許状の種類と教科
応用言語学	応用言語学	博士前期	中学校教諭専修免許状（国語） 高等学校教諭専修免許状（国語） 中学校教諭専修免許状（英語） 高等学校教諭専修免許状（英語） 中学校教諭専修免許状（中国語） 高等学校教諭専修免許状（中国語）

2 所要資格等

専修免許状取得の所要資格と免許状の種類別に同一教科の一種免許状を取得している者の本大学院における最低修得単位数は次のとおりです。

免許状の種類	所要資格	法定最低修得単位数					本大学院での最低修得単位数
		基礎資格	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	
中学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること		28	10	10	7	28
高等学校教諭専修免許状			24	10	8	5	36

なお、一種免許状取得の所要単位を満たしていない者は、学事課（教務担当）に相談してください。

3 授業科目の履修

教職課程の授業科目及び履修方法は、年度始めのオリエンテーションで配布される教職課程表を確認し、その指示に従い履修してください。

なお、それぞれの教科の免許状取得所要単位は、博士前期課程修了所要単位とは異なりますので、注意してください。

4 免許状授与等

(1) 免許状授与

〔博士前期課程2年次生〕

本学を通して、指定する期間内に千葉県教育委員会に教育職員免許状授与申請を行い、かつ免許状授与条件を満たした者に、卒業式・学位記授与式当日に免許状が交付されます。

免許状授与申請に関する詳細については、別途指示します。

なお、本学を通さず個人申請を行う場合は、個別に申請先の教育委員会へ問い合わせてください。

(2) 特定分野の記載

専修免許状取得に際し、専修免許状が示す専門性を明確にするため、特定の分野に関する単位を12単位以上修得した場合は、単位修得状況により免許状に当該分野を記載することができます。

詳細については、入学年度の履修登録前に学事課（教務担当）へ問い合わせてください。

## VI 学内諸規程



# 明海大学大学院学則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 明海大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(研究科、専攻および課程)

第2条 本大学院に、次の研究科、専攻および課程を置く。

研 究 科	専 攻	課 程
応用言語学研究科	応用言語学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
経済学研究科	経済学専攻	修士課程
不動産学研究科	不動産学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
歯学研究科	歯学専攻	博士課程

2 前項の博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

(研究科の目的)

第3条 応用言語学研究科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、応用言語学分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(2) 博士後期課程は、応用言語学分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第3条の2 経済学研究科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、広い視野に立って精深な学識を受け、経済学分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

第3条の3 不動産学研究科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、不動産学分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(2) 博士後期課程は、不動産学分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第3条の4 歯学研究科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、歯学分野について、研究者として自立して研究活動を行い、または指導的役割を果たす臨床歯科医に必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(収容定員)

第4条 本大学院の各研究科の入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
応用言語学研究科	応用言語学専攻	博士前期課程	15	30
		博士後期課程	5	15
経済学研究科	経済学専攻	修士課程	15	30
不動産学研究科	不動産学専攻	博士前期課程	15	30
		博士後期課程	3	9
歯学研究科	歯学専攻	博士課程	18	72

(標準修業年限)

第5条 博士課程(歯学研究科の博士課程を除く。)の標準修業年限は5年とし、修士課程および博士前期課程は2年、博士後期課程は3年とする。

2 歯学研究科の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第5条の2 修士課程および博士前期課程は4年、博士後期課程は6年を超えて在学することはできない。

2 歯学研究科の博士課程は、8年を超えて在学することはできない。

(長期履修学生)

第5条の3 第5条第2項の規定にかかわらず、歯学研究科において職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する者(以下「長期履修学生」という。)がその旨を申し出たときは、歯学研究科の定める所によりその計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生に関し必要な事項は別に定める。

(学年、学期および休業日)

第6条 本大学院の学年、学期および休業日については、明海大学学則(以下「大学学則」という。)の規定を準用する。

## 第2章 入学資格

(入学資格)

第7条 本大学院の修士課程および博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本大学院が行う選抜試験に合格した者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号において課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
  - (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- 2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当し、かつ本大学院が行う選抜試験に合格した者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
  - (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同程度の学力があると認められた者で、24歳に達した者

第8条 歯学研究科の博士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当し、かつ本大学院が行う選抜試験に合格した者とする。

- (1) 大学の歯学部歯学科又は医学部医学科を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程（歯学又は医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（歯学又は医学）を修了した者
- (4) 我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（歯学又は医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（歯学又は医学）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- (7) その他本大学院の個別の入学資格審査により、大学（歯学又は医学の学部）を卒業した者と同程度の学力があると認められた者で24歳に達した者

### 第3章 入学、休学、復学、留学および退学

#### （入学の時期）

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ教育上支障がないときは、10月においても入学させることができる。

#### （入学の志願）

第10条 入学を志願する者は、指定の期間中に本大学院の入学出願書その他の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

#### （入学者の選考）

第11条 入学志願者については、学力、資質、健康等について、考査し、学長は当該研究科委員会

の意見を聴き合格者を決定する。

(入学手続)

第12条 合格者は、指定期日までに所定の入学手続を行い、入学金および授業料（以下「学生納付金」という。）を納付しなければならない。

(入学許可)

第13条 前条に規定する入学手続が終了した者に、学長は入学を許可する。

(休学・復学)

第14条 病気その他やむをえない理由で引き続き3ヶ月以上出席することができない者は、その理由を付して保証人連署のうえ、願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある者は、引続き翌学年1年に限り休学を認めることがある。

3 休学期間は、在学年数および修業年数に算入しない。

4 休学を許可された者が、休学の理由が消滅したときは、保証人連署のうえ、復学を願い出て承認を受けなければならない。

5 3月31日以前または9月30日以前に休学を願い出て許可された者に対しては、当該休学期間の属する学期に納付すべき授業料、施設維持費及び実習費を免除する。この場合において、休学を許可された者は、在籍料として1学期当たり5万円を納付しなければならない。

(留学)

第15条 外国の大学院において学修を志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、修業年数に算入することができる。

3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第16条 病気その他の理由で退学しようとする者は、その理由を付して保証人連署のうえ、学長へ願い出て許可を得なければならない。

(再入学)

第17条 学長は、退学した者が再入学を願い出たときは、学年の始めに限り選考のうえ、許可することがある。この場合には、既修の授業科目の全部または一部を再び履修させることがある。

## 第4章 教育方法

(授業および研究指導)

第18条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目、単位数および履修方法)

第19条 本大学院の各研究科における授業科目、単位数および履修方法は、別表1から別表6までのとおりとする。

(単位の認定および授業科目の成績)

第20条 履修した授業科目の単位の認定は、筆記試験、口頭試験、実技試験または研究報告により当該授業科目担当教員が行うものとする。

2 授業科目の成績評価は、優、良、可、不可の4種とし、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

(研究指導)

第21条 研究指導は、学生が所属する研究科の教員が行うものとする。

(研究指導の委託)

第22条 学長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、他の大学院または研究所等との協議のうえ、学生が当該大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、修士課程、博士前期課程および博士後期課程の学生はそれぞれ1年、歯学研究科の博士課程の学生は2年を超えないものとする。

(履修方法)

第23条 学生は、研究科の定めるところにより、所要の授業科目について、所定の単位を修得し、かつ研究指導を受けたうえ、学位論文を提出してその審査ならびに最終試験に合格しなければならない

ない。

2 履修に関する細部については、別に定める。

(教育方法の特例)

第24条 本大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期に、授業または研究指導を行う等の適当な方法による教育を行うことができる。

(授業科目の委託)

第25条 学長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議のうえ、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、修得した単位は、認定のうえ、10単位を超えない範囲で本大学院で修得したものとみなすことができる。

(教職課程)

第26条 本大学院に教育職員免許法に基づく教員の免許状を得ようとする者のための教職課程を置く。

2 教職課程については、別に定める。

## 第5章 課程の修了および学位の授与

(修了要件)

第27条 修士課程および博士前期課程は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および最終試験に合格することを修了の要件とする。ただし、学長は、優れた研究業績をあげたと認める者については、当該研究科委員会の意見を聴き1年の在学期間で修了を認めることがある。

2 博士後期課程は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験に合格することを修了の要件とする。ただし、学長は、優れた研究業績をあげたと認める者については、当該研究科委員会の意見を聴き2年の在学期間で修了を認めることがある。

3 歯学研究科の博士課程は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験に合格することを修了の要件とする。ただし、学長は、優れた研究業績をあげたと認める者については、当該研究科委員会の意見を聴き3年の在学期間で修了を認めることがある。

(課程修了の認定及び時期)

第27条の2 学長は、課程修了の認定について、当該研究科の課程の修了要件を満たした者について、当該研究科委員会の意見を聴き行う。時期は学年末とする。ただし、所定の期間内に修了所要単位を取得した者が、やむを得ない事由により認定を受けることができなかつた場合については、次年度の前学期末に行うことができる。

(学位の授与)

第28条 学長は、当該研究科の課程を修了した者について、次の区分に従い、当該研究科委員会の意見を聴き学位を授与する。

博士前期課程	応用言語学研究科	修士（応用言語学） 修士（日本語教育学）
博士後期課程	応用言語学研究科	博士（応用言語学） 博士（日本語教育学）
修士課程	経済学研究科	修士（経済学）
博士前期課程	不動産学研究科	修士（不動産学）
博士後期課程	不動産学研究科	博士（不動産学）
博士課程	歯学研究科	博士（歯学）

(課程によらない者の博士の学位)

第29条 第27条第2項および第3項の規定にかかわらず博士論文を提出して、その審査および最終試験に合格し、かつ専攻学術に関し、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認定さ



れた者について、学長は、当該研究科委員会の意見を聴き博士の学位を授与する。

(学位規程)

第30条 学位の授与に関し必要な事項は、明海大学学位規程の定めるところによる。

## 第6章 除籍および賞罰

(除籍・復籍・賞罰)

第31条 除籍、復籍および賞罰については、大学学則を準用する。

## 第7章 入学検定料および学生納付金

(入学検定料・授業料の額)

第32条 入学検定料および学生納付金の額は、別表7のとおりとする。

(授業料の納付方法)

第33条 授業料は、前期および後期の2期に分けて半額ずつ納入する。

前期 4月30日まで

後期 10月31日まで

(前学期末に課程を修了する場合の授業料等の額)

第33条の2 第27条の2のただし書きの規定により、前学期末に課程修了を認定された者については、当該年度に納入すべき授業料および施設維持費の半額を納入する。

(既納の学生納付金)

第34条 一旦納付した学生納付金は返還しない。

(学位論文審査料)

第35条 学位論文の審査料の額は、明海大学学位規程で定める。

## 第8章 特別研究生、特別科目等履修生、研究生、および科目等履修生

(特別研究生)

第36条 学長は、当該研究科委員会の意見を聴き、他の大学院等との協議により他の大学院等の学生を特別研究生として入学を許可し、研究指導を受けさせることができる。

2 特別研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別科目等履修生)

第37条 学長は、当該研究科委員会の意見を聴き、他の大学院または外国の大学院（以下「他の大学院等」という。）との協議により他の大学院等の学生を特別科目等履修生として、入学を許可し、授業科目の一部を履修させることができる。

2 特別科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生および科目等履修生)

第38条 学長は、当該研究科委員会の意見を聴き、研究生および科目等履修生として入学を許可することができる。

2 大学院の研究生および科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 教員組織、運営組織

(教員組織)

第39条 本大学院には、研究科ごとに研究指導および講義を担当することのできる資格を有する教育職員ならびに研究指導の補助および講義を担当することのできる資格を有する教育職員を置くものとする。

(研究科長)

第40条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長の選任については、別に定める。

(研究科委員会)

第41条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会については、別に定める。

(大学院総合委員会)

第42条 本大学院の各研究科に関する共通事項を協議するため、大学院総合委員会を置く。

2 大学院総合委員会については、別に定める。

## 第10章 雑則

第43条 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関し必要な事項は、大学学則の規定を準用する。

(本学学則の読替)

第44条 この学則中、大学学則の規定を準用する場合は「学部」とあるのを「研究科」と、「学部長」とあるのを「研究科長」と、「教授会」とあるのを「研究科委員会」と読み替えるものとする。

附 則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 明海大学大学院学則(昭和52年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

2 平成13年度以前の歯学研究科博士課程入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成22年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、2012年4月1日から施行する。

2 2011年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 2012年度以前の歯学研究科博士課程入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 歯学研究科の2012年度以前の入学生については、改正後の学則第19条の別表6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 歯学研究科の2015年度以前の入学生については、改正後の学則第19条の別表6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2017年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 応用言語学研究科、経済学研究科および不動産学研究科の2017年度以前の入学生については、改正後の学則第19条の別表1、別表2、別表3、別表4および別表5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 応用言語学研究科の2018年度以前の入学生については、改正後の学則第19条の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（2020年3月17日一部改正）

この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2022年3月15日一部改正）

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 歯学研究科の2021年度以前の入学生については、改正後の学則第19条の別表6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（2024年2月20日一部改正）

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。ただし、学則第19条の別表3の規定は、2025年4月1日から施行する。
- 2 経済学研究科の2024年度以前の入学生については、改正後の学則第19条の別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1 (第19条関係)

## 応用言語学研究科博士前期課程

科目区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		講義	演習	
専門基礎	応用言語学研究法特論	2		
	応用言語学特論	4		
言語教育コース	日本語教育方法特論	4		
	日本語教育教材特論	4		
	日本語教育学特論	4		
	英語教育方法特論	4		
	英語教育教材特論	4		
	英語教育カリキュラム開発特論	4		
	中国語教育方法特論	4		
	中国語教育教材特論	4		
言語理論コース	言語教育評価特論	4		
	言語教育統計学特論	4		
	一般言語学特論	4		
	理論言語学特論	4		
	音声学・音韻論特論	4		
	異文化コミュニケーション特論	4		
	第2言語習得特論	4		
	言語心理学特論	4		
	社会言語学特論	4		
	対照研究特論	4		
	日本語学特論	4		
	現代英文法特論	4		
言語文化コース	現代中国語文法特論	4		
	コンピュータ一言語学特論	4		
	意味論特論	4		
	日・英比較文学特論	4		
	日・中比較文学特論	4		
	中国古代理論特論	4		
	中国中世文化特論	4		
	中国古典文学特論	4		
中国現代文学特論	4			
演習	通訳理論特論	4		
	翻訳技法特論	4		
	特別演習Ⅰ		4	
	特別演習Ⅱ		4	
計		130	8	
修了所要単位	主履修コース科目から12単位以上、副履修コース科目から8単位以上選択し、全体で24単位以上を選択履修する。 特別演習8単位必修、総計32単位以上を履修する。			

注 教育上有益と認めるときは、企業等との連携による教育プログラムを置くことができる。

## 別表 2 (第 19 条関係)

## 応用言語学研究科博士後期課程

授 業 科 目	単位数		備 考
	講義	演習	
日 本 語 教 育 学 特 講	4		
英 語 教 育 学 特 講	4		
中 国 語 教 育 学 特 講	4		
言 語 接 触 特 講	4		
異文化間コミュニケーション特講	4		
言 語 習 得 特 講	4		
語 用 論 特 講	4		
社 会 言 語 学 特 講	4		
意 味 論 特 講	4		
対 照 言 語 学 特 講	4		
統 語 論 特 講	4		
言 語 機 能 特 講	4		
近 代 英 文 学 特 講	4		
中 国 思 想 ・ 文 化 特 講	4		
中 国 古 典 文 学 特 講	4		
中 国 現 代 文 学 特 講	4		
特 別 研 究 I		4	
特 別 研 究 II		4	
特 別 研 究 III		4	
計	64	12	
修了所要 単 位	特別研究 1 2 単位を含め 20 単位以上履修する。		

別表3 (第19条関係)

## 経済学研究科

専門分野	授 業 科 目	単位数		備 考
		講義	演習	
基礎科目群	ミクログロ経済学特論	4		
	マクログロ経済学特論	4		
	実証分析特論	4		
	データサイエンス特論	4		
	税法通則特論	4		
学術および実務科目群	財政学特論	4		
	金融論特論	4		
	経済政策特論	4		
	国際経済学特論	4		
	開発経済学特論	4		
	グローバル経済特論	4		
	所得課税法特論	4		
	消費税法特論	4		
	会計学特論	4		
	国際会計特論	4		
	企業金融特論	4		
	監査論特論	4		
	経営学特論	4		
	経営管理特論	4		
	公共経済学特論	4		
	ゲーム理論特論	4		
人口問題特論	4			
社会保障特論	4			
労働経済学特論	4			
演習	特別演習Ⅰ		4	
	特別演習Ⅱ		4	
	研究・論文技法演習		4	
計		96	12	
修了所要 単 位	基礎科目群から8単位以上、学術および実務科目群から8単位以上選択し、計20単位以上を履修する。 特別演習および研究・論文技法演習12単位必修、総計32単位以上を履修する。			

別表4（第19条関係）

## 不動産学研究科博士前期課程

専門分野	授 業 科 目	単位数		備 考
		講義	演習	
不動産学基礎・概論	不動産研究方法論	2	2	
	不動産数理の基礎演習			
	日本不動産事情特論	2		
	地域再生特論	2		
	居住環境マネジメント特論	2		
	不動産企画・経営特論	2		
不動産アナリシス	不動産経済学特論	2		
	不動産計量経済分析特論	2		
	都市経済分析特論	2		
	不動産金融特論	2		
	不動産投資特論	2		
	アセットマネジメント特論	2		
	都市空間データ処理特論	2		
	都市空間情報分析特論	2		
不動産ポリシー	不動産公法特論	2		
	環境法特論	2		
	防災計画特論	2		
	建築計画特論	2		
	都市計画特論	2		
	都市空間デザイン特論	2		
	不動産政策特論	2		
不動産ビジネス	不動産私法特論	2		
	不動産取引法特論	2		
	財産管理法特論	2		
	不動産税法特論	2		
	不動産評価特論	2		
	都市空間マネジメント特論	2		
演 習	特別演習Ⅰ		2	
	特別演習Ⅱ		2	
	特別演習Ⅲ		2	
	特別演習Ⅳ		2	
計		54	10	
修了所要単位	特別演習8単位必修、不動産学基礎・概論分野科目から4単位以上選択し、総計32単位以上を履修する。			

別表5（第19条関係）

## 不動産学研究科博士後期課程

専門分野	授 業 科 目	単位数		備 考
		講義	演習	
不動産市場分析	環境・情報分析特講	2		
	空間情報分析特講	2		
	不動産計量経済分析特講	2		
	不動産鑑定理論特講 都市・地域経済学特講	2		
不動産経営・管理	不動産投資理論特講	2		
	不動産金融論特講	2		
	環境法特講	2		
	家族・相続法特講	2		
	企業不動産管理論特講	2		
	不動産市場分析特講 地域再生特講	2		
不動産計画・政策	民法財産法特講	2		
	建築計画論特講	2		
	都市計画論特講	2		
	住宅政策論特講	2		
	土地政策論特講	2		
	不動産公法特講 環境法政策論特講	2		
演 習	特別研究Ⅰ		4	
	特別研究Ⅱ		4	
	特別研究Ⅲ		4	
計		38	12	
修了所要単位	特別研究12単位を含め20単位以上履修する。			



別表6 (第19条関係)

## 歯学研究科

コース	系	主科目	授業科目	単位数	備考
共通教育科目			歯科医学学修の基礎 科学英語特別演習	4 4	
高度口腔臨床科学 (臨床歯科医学)	再生再建医療系	歯周病学	歯周病学Ⅰ 歯周病学Ⅱ 歯周病学Ⅲ 歯周病学Ⅳ	2 2 2 2	
		補綴学	補綴学Ⅰ 補綴学Ⅱ 補綴学Ⅲ 補綴学Ⅳ	2 2 2 2	
		口腔外科学	口腔外科学Ⅰ 口腔外科学Ⅱ 口腔外科学Ⅲ 口腔外科学Ⅳ	2 2 2 2	
		歯科放射線学	歯科放射線学Ⅰ 歯科放射線学Ⅱ 歯科放射線学Ⅲ 歯科放射線学Ⅳ	2 2 2 2	
		歯科麻酔学	歯科麻酔学Ⅰ 歯科麻酔学Ⅱ 歯科麻酔学Ⅲ 歯科麻酔学Ⅳ	2 2 2 2	
		口腔診断学	口腔診断学Ⅰ 口腔診断学Ⅱ 口腔診断学Ⅲ 口腔診断学Ⅳ	2 2 2 2	
		歯科保存学	歯科保存学Ⅰ 歯科保存学Ⅱ 歯科保存学Ⅲ 歯科保存学Ⅳ	2 2 2 2	
		高齢者歯科学	高齢者歯科学Ⅰ 高齢者歯科学Ⅱ 高齢者歯科学Ⅲ 高齢者歯科学Ⅳ	2 2 2 2	
		摂食嚥下 リハビリテーション 学	摂食嚥下 リハビリテーション学Ⅰ	2	
			摂食嚥下 リハビリテーション学Ⅱ 摂食嚥下 リハビリテーション学Ⅲ 摂食嚥下 リハビリテーション学Ⅳ	2 2 2 2	
	機能発達医療系	小児歯科学	小児歯科学Ⅰ 小児歯科学Ⅱ 小児歯科学Ⅲ 小児歯科学Ⅳ	2 2 2 2	
		歯科矯正学	歯科矯正学Ⅰ 歯科矯正学Ⅱ 歯科矯正学Ⅲ 歯科矯正学Ⅳ	2 2 2 2	
	健康増進医療系	口腔衛生学	口腔衛生学Ⅰ 口腔衛生学Ⅱ 口腔衛生学Ⅲ 口腔衛生学Ⅳ	2 2 2 2	
		スポーツ歯科学	スポーツ歯科学Ⅰ スポーツ歯科学Ⅱ スポーツ歯科学Ⅲ スポーツ歯科学Ⅳ	2 2 2 2	
		内科学	内科学Ⅰ 内科学Ⅱ 内科学Ⅲ 内科学Ⅳ	2 2 2 2	
		耳鼻咽喉科学	耳鼻咽喉科学Ⅰ 耳鼻咽喉科学Ⅱ 耳鼻咽喉科学Ⅲ 耳鼻咽喉科学Ⅳ	2 2 2 2	

コース	系	主科目	授業科目	単位数	備考
高度口腔臨床科学 (臨床歯科医学)	健康増進医療系	障がい者歯科学	障がい者歯科学Ⅰ 障がい者歯科学Ⅱ 障がい者歯科学Ⅲ 障がい者歯科学Ⅳ	2 2 2 2	
	臨床実習		臨床実習Ⅰ 臨床実習Ⅱ 臨床実習Ⅲ 臨床実習Ⅳ 臨床実習Ⅴ 臨床実習Ⅵ	4 4 4 4 4 4	
口腔生命科学 (基礎歯科医学)	形態系	解剖学	解剖学Ⅰ 解剖学Ⅱ 解剖学Ⅲ 解剖学Ⅳ	2 2 2 2	
		組織学	組織学Ⅰ 組織学Ⅱ 組織学Ⅲ 組織学Ⅳ	2 2 2 2	
		口腔病理学	口腔病理学Ⅰ 口腔病理学Ⅱ 口腔病理学Ⅲ 口腔病理学Ⅳ	2 2 2 2	
		歯科法医学	歯科法医学Ⅰ 歯科法医学Ⅱ 歯科法医学Ⅲ 歯科法医学Ⅳ	2 2 2 2	
	機能系	口腔生理学	口腔生理学Ⅰ 口腔生理学Ⅱ 口腔生理学Ⅲ 口腔生理学Ⅳ	2 2 2 2	
		口腔生化学	口腔生化学Ⅰ 口腔生化学Ⅱ 口腔生化学Ⅲ 口腔生化学Ⅳ	2 2 2 2	
		歯科薬理学	歯科薬理学Ⅰ 歯科薬理学Ⅱ 歯科薬理学Ⅲ 歯科薬理学Ⅳ	2 2 2 2	
		口腔微生物学	口腔微生物学Ⅰ 口腔微生物学Ⅱ 口腔微生物学Ⅲ 口腔微生物学Ⅳ	2 2 2 2	
	生体材料系	歯科材料学	歯科材料学Ⅰ 歯科材料学Ⅱ 歯科材料学Ⅲ 歯科材料学Ⅳ	2 2 2 2	
	実習・演習		実習・演習Ⅰ 実習・演習Ⅱ 実習・演習Ⅲ 実習・演習Ⅳ	4 4 4 4	
	修了要件	<p>(高度口腔臨床科学コース)</p> <p>共通教育科目8単位、主科目の中から1科目を選択し講義8単位並びに臨床実習16単位以上(臨床実習Ⅰ～Ⅳは必修)主科目以外の授業科目4単位選択し、総計36単位以上修得する。</p> <p>(口腔生命科学コース)</p> <p>共通教育科目8単位、主科目の中から2科目を選択し講義16単位並びに実習・演習8単位以上(実習・演習Ⅰ、Ⅱは必修)主科目以外の授業科目4単位選択し、総計36単位以上修得する。</p>			

別表 7 (第 3 2 条関係)

入学検定料および学生納付金等

(単位：円)

区 分		大 学 院 学 生					研 究 生		科 目 等 履 修 生
		入 学 検 定 料	入 学 金	授 業 料	施 設 維 持 費	実 習 費	入 学 金	授 業 料	授 業 料
応用言語学 研 究 科	博 士 前 期 課 程	20,000	200,000	500,000	200,000		20,000	360,000	15,000 (1単位)
	博 士 後 期 課 程	20,000	200,000	500,000	200,000				15,000 (1単位)
経 済 学 研 究 科	修 士 課 程	20,000	200,000	500,000	200,000		20,000	360,000	15,000 (1単位)
不 動 産 学 研 究 科	博 士 前 期 課 程	20,000	200,000	500,000	200,000		20,000	360,000	15,000 (1単位)
	博 士 後 期 課 程	20,000	200,000	500,000	200,000				15,000 (1単位)
歯 学 研 究 科	博 士 課 程	高 度 口 腔 臨 床 科 学 コ ー ス	20,000	200,000	550,000		100,000	700,000	100,000 (1単位)
		口 腔 生 命 科 学 コ ー ス	20,000	200,000	550,000				
									150,000

# 明海大学学位規程

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条および明海大学学則(以下「学則」という。)第44条第2項および明海大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第30条の規定に基づき、本学が授与する学位について必要な事項を定める。

## 第2章 学士の学位

(学士の学位の授与要件等)

第2条 学士の学位は、学則43条に規定するところにより、学部を卒業した者に授与する。

- 2 学士の学位を授与するに当っては、別表第1の区分に従い、専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 学士の学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、「明海大学」と付記しなければならない。
- 4 前第1項の規定により授与する学位記の様式は、別記様式第1のとおりとする。

## 第3章 修士の学位

(修士の学位の授与要件等)

第3条 修士の学位は、大学院学則第27条第1項の定めるところにより、本大学院修士課程および博士前期課程を修了した者に授与する。

- 2 修士の学位を授与するに当っては、別表第2の区分に従い、専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位論文の審査の願出等)

第4条 修士の学位を申請しようとする大学院学生は、所定の申請書に学位論文、履歴書その他必要書類を添えて、所属の研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 2 削除
- 3 受理した学位論文は、返付しない。

(学位論文の審査等)

第5条 学長は、前条第1項の規定により学位論文を受理した場合、研究科長に命じて学位論文の審査および最終試験(以下「論文審査等」という。)を行うため、当該研究科委員会の意見を聴き、当該研究科の研究指導担当教員のうちから主査1名および副査2名以上からなる審査委員会を設置し、論文審査等を付託する。

- 2 学長は、主査の申出に基づき、論文審査等のため必要がある場合は、研究指導担当教員以外の学内教員または学外の適任者を副査に充てることができる。
- 3 審査委員会は、研究科長を通じ論文審査等の結果を文書により学長に報告する。
- 4 審査委員会は、学長の命により研究科長を通じ論文審査等の結果を研究科委員会に報告する。

(課程修了の認定)

第6条 学長は、修得単位および前条第3項の結果に基づき当該研究科委員会の意見を聴き課程修了の認定を行う。

- 2 削除

(修士の学位の授与)

第7条 学長は、前条第1項の規定により課程修了の認定をした者に、当該研究科委員会の意見を聴き、修士の学位を授与する。

(学位の名称)

第8条 修士の学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、「明海大学」と付記しなければならない。

(学位の取り消し)

第9条 修士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、研究科委員会の意見を聴き、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- (2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

## 2 削除

(学位記の様式)

第10条 修士の学位記の様式は、別記様式第2、第3のとおりとする。

## 第4章 博士の学位

(博士の学位の授与要件等)

第11条 博士の学位は、大学院学則第27条第2項および第3項に規定するところにより、本大学院博士後期課程および歯学研究科の博士課程を修了した者に授与する。

- 2 博士の学位を授与するに当っては、別表第2の区分に従い、専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 前第1項に定めるもののほか、博士の学位は、本大学院の行う学位論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程および歯学研究科の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(学位論文の審査の願出等)

第12条 本大学院の学生は、学位論文に学位論文の目録、履歴書、その他必要書類を添えて、所定の願出書により学長に審査を願ひ出るものとする。

- 2 第11条第3項に規定する学位の授与を希望する者は、学位論文に学位論文の目録、履歴書、その他必要書類ならびに別表第3に定める額の学位論文審査手数料を添え、所定の申請書により学長に申請するものとする。ただし、本学の大学院博士後期課程および歯学研究科の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学しないで、退学後2年以内に申請する場合にあっては、学位論文審査手数料の納付は要しない。
- 3 本学の国外姉妹校の研究者(外国に本務をもつ者または居住する者をいう。)およびこれに準ずる者から学位論文審査の申請があった場合は、その国の経済事情に応じ、学位論文審査手数料を減額することができる。

## 4 削除

(学位論文)

第13条 学位論文は、1編とし、所定の部数を提出しなければならない。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 2 審査のため、必要があるときは、学位論文の訳文、模型、標本等を提出させることがある。

(学位論文および学位論文審査手数料等の返付)

第14条 受理した学位論文および学位論文審査手数料等は、返付しない。

(学位論文審査等)

第15条 学長は、第12条第1項により学位論文を受理した場合、研究科長に命じて学位論文の審査および最終試験または学力の確認(以下「論文審査等」という。)を行うため、当該研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)の意見を聴き、当該研究科の博士後期課程または博士課程の研究指導担当教員(歯学研究科にあっては研究指導担当の教授とする。以下同じ。)のうちから主査1名および副査2名以上からなる審査委員会を設置し、論文審査等を付託する。

2 学長は、主査の申出に基づき、論文審査等のため必要がある場合は、当該研究科の博士後期課程または博士課程の研究指導担当教員以外の学内教員または学外の適任者を副査に充てることができる。

3 審査委員会は、研究科長を通じ論文審査等の結果を文書により学長に報告する。

4 前項の報告は、論文審査等を付託された日から、3か月以内に行うものとする。ただし、学長が必要と認めた場合は、付託された日から1年以内に限り延長することができる。

5 審査委員会は、学長の命により研究科長を通じ論文審査等の結果を研究科委員会に報告する。  
(最終試験または学力の確認)

第16条 最終試験は、学位論文を中心として、その関連分野について、口述または筆記により行うものとする。

2 学力確認は、学位論文に関連のある分野の科目および外国語について、口述または筆記により行うものとする。

(授与資格の認定)

第17条 学長は、第15条第3項の結果に基づき、第11条第3項に規定する授与条件の有無の認定(以下「授与資格の認定」という。)について、当該研究科委員会の意見を聴き行う。

2 削除

3 削除

(博士の学位の授与)

第18条 学長は、前条の規定により授与資格の認定がされた者について、研究科委員会の意見を聴き博士の学位を授与する。

(学位論文等の公表)

第19条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

2 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

4 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第20条 博士の学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、「明海大学」と付記しなければならない。

(学位の取り消し)

第21条 博士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、研究科委員会の意見を聴き、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 前項の議決を行う場合には、第17条第3項の規定を準用する。

(学位記記載事項証明書の交付)

第22条 博士の学位記を滅失(または紛失)したときは、その事由を付し、学長に学位記記載事項証明書の交付を願い出ることができる。

(学位授与の報告)

第23条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第12条に定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位記の様式)

第24条 博士の学位記の様式は、別記様式第4、第5、第6のとおりとする。

## 第5章 その他

(論文審査に関する疑義)

第25条 学長は、論文審査に関し疑義が生じたときは、研究科委員会の意見を聴き判断する。

(雑則)

第26条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項については別に定める。

### 附 則

一、この規程は昭和52年4月1日から施行する。

二、本規程第3条第2項の論文による学位授与については、第3条第1項による学位授与ののちこれを適用する。

### 附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成3年12月17日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成4年3月1日から施行する。ただし、第3条第2項・第3項および第16条については、平成3年7月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成11年度以前の学部入学生（3年次編入学生にあっては、平成13年度以前の入学生）については、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この規程は、2013年6月18日から施行し、2013年4月1日から適用する。

2 第19条の規定は、2013年4月1日以降に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

### 附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第2項関係）

学 部 ・ 学 科	学士の学位および専攻分野の名称
(1) 外国語学部 日本語学科 英米語学科 中国語学科	学 士（日本語学） 学 士（英米語学） 学 士（中国語学）
(2) 経済学部 経済学科	学 士（経済学）
(3) 不動産学部 不動産学科	学 士（不動産学）
(4) ホスピタリティ・ツーリズム学部 ホスピタリティ・ツーリズム学科	学 士（ホスピタリティ ・ツーリズム学）
(5) 歯学部 歯学科	学 士（歯学）
(6) 保健医療学部 口腔保健学科	学 士（口腔保健学）

別表第2（第3条第2項および第11条第2項関係）

研 究 科	修士・博士の学位および 専攻分野の名称
応用言語学研究科	修 士（応用言語学） 修 士（日本語教育学）
	博 士（応用言語学） 博 士（日本語教育学）
経済学研究科	修 士（経済学）
不動産学研究科	修 士（不動産学）
	博 士（不動産学）
歯学研究科	博 士（歯学）

別表第3（第12条第2項関係）

学位論文申請者区分	学位論文審査手数料（円）
(1) 本学専任職員	50,000
(2) 本学専攻生	50,000
(3) 本学研究生	200,000
(4) 上記(1)、(2)、(3)以外の者	300,000



別記様式第1

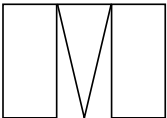
第2条第1項の規定により授与される学位記

割 印	 MEIKAI UNIVERSITY	
○第	号	
<b>学 位 記</b>		
 大学の印	氏 名	
	年 月 日 生	
本学○○学部○○学科所定の課程を修め本学を 卒業したので学士（○○学）の学位を授与する		
	年 月 日	
	明海大学○○学部長	
		
	明海大学長	
		

備考：規格はA4とする。

別記様式第2

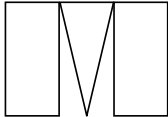
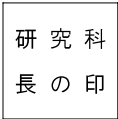

第3条の規定により授与される学位記

割 印		
 MEIKAI UNIVERSITY		
○第	号	
学 位 記		
大学の印	氏 名	日生
	年	月
本学大学院○学研究科○学専攻の修士課程 において所定の単位を修得し学位論文の審査 および最終試験に合格したので修士（○学） の学位を授与する		
	年	月 日
明海大学大学院 ○○学研究科長		研 究 科 長 の 印
明 海 大 学 長		学 長 の 印

備考：規格は縦33.5センチメートル、横23センチメートルとする。

別記様式第3

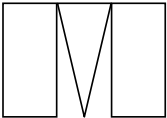

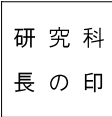
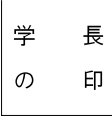
第3条の規定により授与される学位記

割 印	 MEIKAI UNIVERSITY	
○第	号	
学 位 記		
 大学の印	氏 名	
	年 月 日生	
本学大学院○学研究科○学専攻の博士前期課程 において所定の単位を修得し学位論文の審査およ び最終試験に合格したので修士（○学）の学位を 授与する		
年 月 日		
明海大学大学院 ○○学研究科長		 研 究 科 長 の 印
明 海 大 学 長		 学 長 の 印

備考：規格は縦33.5センチメートル、横23センチメートルとする。

別記様式第4


第11条第1項の規定により授与される学位記

割 印	 MEIKAI UNIVERSITY	
○甲第	号	
学 位 記		
 大学の印	氏 名	日生
	年	月
本学大学院○学研究科○学専攻の博士後期課程 において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので博士（○学）の学位を 授与する		
論 文 題 目		
年 月 日		
明海大学大学院 ○○学研究科長		 研 究 科 長 の 印
明 海 大 学 長		 学 長 の 印

備考：規格は縦33.5センチメートル、横23センチメートルとする。

別記様式第5

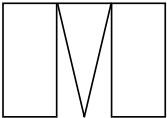
第11条第1項の規定により授与される学位記

割 印	 MEIKAI UNIVERSITY		
○甲第	号		
学 位 記			
大学の印	氏	名	日生
	年	月	
本学大学院○学研究科○学専攻の博士課程 において所定の単位を修得し学位論文の審査 および最終試験に合格したので博士（○学） の学位を授与する			
論 文 題 目			
年 月 日			
明海大学大学院 ○○学研究科長			研 究 科 長 の 印
明 海 大 学 長			学 長 の 印

備考：規格は縦33.5センチメートル、横23センチメートルとする。

別記様式第 6

第 1 1 条第 3 項の規定により授与される学位記

割 印	 MEIKAI UNIVERSITY		
○乙第	号		
学 位 記			
大学の印	氏	名	日生
	年	月	
本学に学位論文を提出し所定の審査 および試験に合格したので博士（○学）の 学位を授与する			
論 文 題 目			
年 月 日			
明海大学大学院 ○○学研究科長			研 究 科 長 の 印
明 海 大 学 長			学 長 の 印

備考：規格は縦 33.5 センチメートル、横 23 センチメートルとする。

## 明海大学浦安キャンパス大学院研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、明海大学大学院学則（以下「学則」という。）第38条第2項の規定に基づき、明海大学大学院応用言語学研究所、経済学研究所および不動産学研究所（以下「浦安キャンパス大学院」という。）の研究生に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 研究生は、明海大学浦安キャンパス大学院において、専攻分野に関する特定の研究課題について研究することを目的とする。

(入学の時期)

第3条 研究生の入学の時期は、学年または学期の始めとする。

(入学資格)

第4条 研究生の入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(出願の手続)

第5条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類を添え、指導を受けようとする本学教員を経て学長に提出するものとする。

- (1) 入学願書（本学指定のもの）
- (2) 研究計画書
- (3) 最終出身校の卒業証明書または修了証明書および成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 住民票（外国人で日本国内在住者）

(入学者の選考)

第6条 入学者の選考は、学長が研究指導に当たる教員（以下「研究指導教員」という。）及び当該研究科委員会の意見を聴いて行う。

(入学手続および入学許可)

第7条 前条の入学者選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の入学手続を行い、学則第32条に定める入学金および授業料の全額を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(後学期から入学する場合の授業料の額)

第8条 第3条の規定により、後学期から入学する者については、当該年度に納入すべき授業料の半額を納入する。

(研究期間)

第9条 研究生の研究期間は、学長が研究指導教員及び当該研究科委員会の意見を聴いて許可された年度内とする。ただし、引き続き研究を希望する者は、通算2年の範囲内で延長することができる。

(研究指導教員等)

第10条 研究生には、その研究課題に応じて学長が研究指導教員を指定する。

2 研究生は、特定の研究課題について研究指導教員の指導を受けるほか、研究指導教員および授業科目担当教員の承認を得て、当該研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし、単位を修得することはできない。

3 研究生が単位を修得しようとするときは、併せて大学院科目等履修生として入学しなければならない。

(研究の修了)

第11条 研究生が所定の期間を在学し、その研究を終えた場合には、研究成果の概要等を記載した研究修了届を研究指導教員を経て学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、研究を修了した者に対し、本人の請求により研究証明書を交付することができる。  
(研究に要する経費)
- 第12条 研究生の研究に要する費用については、各自の負担とする。  
(研究生証)
- 第13条 研究生は、研究生証の交付を受け、これを携帯しなければならない。  
(その他)
- 第14条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、学則の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日現在研究生に在学する者が、研究期間を延長する場合の入学資格については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。



## 明海大学浦安キャンパス大学院科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、明海大学大学院学則（以下「学則」という。）第38条第2項の規定に基づき、明海大学大学院応用言語学研究所、経済学研究所および不動産学研究所（以下「浦安キャンパス大学院」という。）の科目等履修生について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 科目等履修生は、浦安キャンパス大学院学生以外の者で、授業科目の一または複数の科目について履修することを目的とする。

(入学の時期)

第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年または学期の始めとする。

(入学資格)

第4条 科目等履修生の入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第5条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の書類を、所定の期日までに学長に願出しなければならない。

- (1) 入学願書（本学指定のもの）
- (2) 最終出身校の卒業証明書または修了証明書および成績証明書
- (3) 健康診断書
- (4) 住民票（外国人で日本国内在住者）

(入学者の選考)

第6条 入学者の選考は、当該授業科目の教育課程を置く研究科の学生の教育に支障が生じない場合に限り、学長が履修しようとする授業科目の担当教員及び当該研究科委員会の意見を聴いて行う。

(入学手続及び入学許可)

第7条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、授業料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(履修科目)

第8条 履修できる科目数は、3科目以内とする。

(履修期間)

第9条 履修期間は、入学を許可された年度内とする。

(単位の認定)

第10条 学長は、科目等履修生が、履修した科目について試験を受け、合格した場合には、研究科委員会の意見を聴いて所定の単位を与える。

2 科目等履修生として修得した単位は、その後本大学院に入学した場合は、10単位を上限に、既修得単位として認定する。

(証明書)

第11条 前条により、認定された単位については、本人の請求により単位修得証明書を交付する。

(科目等履修生証の交付)

第12条 科目等履修生は、科目等履修生証の交付を受け、これを携帯しなければならない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学則の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

## 明海大学大学院教職課程に関する規程

(目的)

第1条 この本規程は、明海大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第26条第2項の規程に基づき、教育職員免許状を取得するために必要な事項を定める。

(教員免許状の種類)

第2条 本大学院で教員免許状を取得できる研究科・専攻及び教育職員免許状（以下「免許状」という。）は、次のとおりとする。

取得できる研究科・専攻	取得できる免許状
応用言語学研究科 応用言語学専攻	中学校教諭専修免許状（国語） 高等学校教諭専修免許状（国語） 中学校教諭専修免許状（英語） 高等学校教諭専修免許状（英語） 中学校教諭専修免許状（中国語） 高等学校教諭専修免許状（中国語）

(所要資格)

第3条 前条に規定する免許状取得の所要資格を得ようとする者は、それぞれの免許状の種類及び教科の一種免許状取得の所要資格を有する者であつて、所定の授業科目を24単位以上修得し、かつ、修士の学位を有していなければならない。

2 前項に定める授業科目、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。

(委員会の設置)

第4条 教職課程の円滑な運営をはかるため、教職課程委員会を置く。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2012年4月1日から施行する。

2 2011年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、2018年4月1日から施行する。

2 2017年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、2019年4月1日から施行する。

2 2018年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2021年12月21日一部改正）

1 この規程は、2022年4月1日から施行する。

2 2021年度以前の入学生については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

1 中学校教諭専修免許状（国語）・高等学校教諭専修免許状（国語）の所要資格を得るための履修方法

免許法施行規則に定める科目区分			授 業 科 目	単位数	備 考
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	対 照 研 究 特 論	4	24単位以上修得する。
			コンピュータ言語学特論	4	
			中国 古代 思想 特 論	4	
			日 本 語 学 特 論	4	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	日 本 語 教 育 方 法 特 論	4		
日 本 語 教 育 教 材 特 論		4			
日 本 語 教 育 学 特 論		4			
教育実践に関する科目	言語教育評価特論	4			

2 中学校教諭専修免許状（英語）・高等学校教諭専修免許状（英語）の所要資格を得るための履修方法

免許法施行規則に定める科目区分			授 業 科 目	単位数	備 考
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	一 般 言 語 学 特 論	4	24単位以上修得する。
			応 用 言 語 学 特 論	4	
			異文化コミュニケーション特論	4	
			第 2 言 語 習 得 特 論	4	
			言 語 心 理 学 特 論	4	
			現 代 英 文 法 特 論	4	
			理 論 言 語 学 特 論	4	
	日・英比較文学特論	4			
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	英 語 教 育 方 法 特 論	4		
		英 語 教 育 教 材 特 論	4		
英語教育カリキュラム開発特論		4			
教育実践に関する科目	言語教育評価特論	4			

3 中学校教諭専修免許状（中国語）・高等学校教諭専修免許状（中国語）の所要資格を得るための履修方法

免許法施行規則に定める科目区分			授 業 科 目	単位数	備 考
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日・中比較文学特論	4	24単位以上修得する。
			中国中世文化特論	4	
			中国古典文学特論	4	
			中国現代文学特論	4	
			現代中国語文法特論	4	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中国語教育方法特論	4		
中国語教育教材特論		4			
	教育実践に関する科目	言語教育評価特論	4		

# 明海大学大学院（応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科） ティーチング・アシスタント資格規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第2条第3項に基づき、明海大学外国語学部、経済学部、不動産学部（以下「学部」という。）学生に対する教育効果を高め、かつ、大学院生に教育指導に関する実務の機会を与えるため、大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科（以下「研究科」という。）のティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）の資格に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「TA」とは、研究科に在学する大学院生で担当教員の指示に従い、学部の学生に対する教育の補助者（実験、実習、演習、授業準備等）として教育業務に従事する者をいう。

（申請）

第3条 TAを置く必要が生じた場合、学部長は、次の事項を明記した申請書を、研究科長に提出しなければならない。

- (1) TAを置くことを必要とする理由ならびに期間および時間
- (2) その他必要な書類

（資格）

第4条 TAの資格は、次の各号に掲げる基準をすべて満たす者とする。

- (1) 教育補助業務を担当するに十分な能力を有すること。
- (2) 当該学生の専門領域と担当する教育補助業務との適合性があること。
- (3) 当該学生の研究活動及び授業等に支障が生じないこと。

（委嘱の決定）

第5条 TAの委嘱は、学部の要請により、当該研究科に在籍する学生のなかから、前条に定める基準を満たす者を、理事会が学長の意見を聴き決定する。

（提出書類）

第6条 TAに推薦される者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) 写真（最近3ヵ月以内に撮影されたもの）
- (4) 指導教員の承諾書
- (5) その他本学が必要と認める書類

（雇用契約）

第7条 TAは指定された特定の日時に業務を行うものとし、時間給その他の労働条件を定めた雇用契約を締結するものとする。

（解嘱）

第8条 TAが研究科の大学院生でなくなったとき又は資格基準を満たさなくなったときは解嘱するものとし、雇用契約は終了する。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、TAに関し必要なことは別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

## 明海大学リサーチ・アシスタント資格規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第2条第3項に基づき、明海大学（以下「本学」という。）における研究の円滑な実施及び本学大学院応用言語学研究科博士後期課程、不動産学研究科博士後期課程、歯学研究科博士課程（以下「大学院」という。）学生の研究者としての育成を図るため、本学大学院のリサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）の資格に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「RA」とは、本学大学院に在学する大学院生で本学大学院において特定の研究課題及びテーマ（以下「研究課題等」という。）について、一定期間、大学院担当専任教員が単独又は共同で行う特定の研究課題等の研究補助者として担当教員の指示に従い、研究業務に従事する者をいう。

### (申請)

第3条 RAを置く必要が生じた場合、当該研究課題等実施の代表者（以下「研究代表者」という。）は、次の事項を明記した申請書を、当該研究課題等実施年度の前年度2月末日までに、研究代表者の所属する研究科長に提出しなければならない。

- (1) RAを置くことを必要とする理由、研究課題等並びに期間
- (2) その他必要な事項

### (資格)

第4条 RAの資格は次の各号に掲げる基準をすべて満たす者とする。

- (1) 研究補助業務を担当するに十分な能力を有すること。
- (2) 当該学生の専門領域と担当する研究補助業務との適合性があること。
- (3) 当該学生の研究活動及び授業等に支障が生じないこと。

### (委嘱の決定)

第5条 RAの委嘱は、研究代表者の要請により、大学院に在籍する学生の中から、前条に定める基準を満たす者を、理事会が学長の意見を聴き決定する。

### (提出書類)

第6条 RAに推薦される者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) 写真（最近3ヵ月以内に撮影されたもの）
- (4) 指導教員の承諾書
- (5) その他本学が必要と認める書類

### (雇用契約)

第7条 RAは指定された特定の日時に業務を行うものとし、時間給その他の労働条件を定めた雇用契約を締結するものとする。

### (解嘱)

第8条 RAが大学院生でなくなったとき又は資格基準を満たさなくなったときは雇用契約は終了する。

### (補則)


第9条 この規程に定めるもののほか、RAに関し必要なことは別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、2013年5月21日から施行し、2013年4月1日から適用する。
- 2 明海大学リサーチ・アシスタント規程（平成14年4月1日施行）及び明海大学リサーチ・アシスタント取扱内規（平成14年6月18日施行、平成14年4月1日適用）は廃止する。

#### 附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。



明海大学

浦安キャンパス学務部学事課(教務担当)  
〒279-8550 千葉県浦安市明海1丁目  
TEL (047) 350-4993  
<https://www.meikai.ac.jp>